

吹田市環境白書 2024

WHITE PAPER
ON THE ENVIRONMENT
IN SUITA 2024

はじめに

国連気候変動枠組条約（COP28）が2023年（令和5年）11月に開催され、パリ協定の目的達成に向けた世界全体の進捗を評価するグローバル・ストックテイク（GST）に関する決定、ロス&ダメージ（気候変動の悪影響に伴う損失と損害）に対応するための基金を含む新たな資金措置の制度の大枠に関する決定の他、緩和、適応、資金、公正な移行等の各議題についての決定がそれぞれ採択されました。

GSTの成果として採択された決定文書には、1.5度目標達成のための緊急的な行動の必要性、2025年（令和7年）までの排出量のピークアウト、全ガス・全セクターを対象とした排出削減、各国ごとに異なる道筋を考慮した分野別貢献（再エネ発電容量3倍・省エネ改善率2倍のほか、化石燃料、ゼロ・低排出技術（原子力、CCUS、低炭素水素等）、道路部門等における取組）が明記されました。また、パリ協定第6条（市場メカニズム）、都市レベルの取り組み、持続可能なライフスタイルへの移行等の重要性についても盛り込まれました。

また、世界気象機関（WMO）は2024年（令和6年）3月、「世界気候の現状2023」の確定版を発表し、2023年（令和5年）は、世界の平均地表面温度が産業革命前の基準値から1.45度上昇し、観測史上最も温暖な年となったと伝えました。

2023年度（令和5年度）に環境省と国立環境研究所が取りまとめた、2021年度（令和3年度）の我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、11億2,200万t（二酸化炭素（CO₂）換算）で、前年度比で2.0%（2,150万t）の増加となりました。排出量は11億7,000万tで、2020年度（令和2年度）比で2.0%の増加となりました。

新型コロナウイルス感染症に起因する経済停滞からの回復により、エネルギー消費量が増加したこと等が主な要因と考えられ、このトレンドについては、ほかのG7各国においても同様であることを確認しました。また、吸収量は4,760万tで、4年ぶりに増加に転じました。森林整備の着実な実施や木材利用の推進等が主な要因と考えられます。

これらの状況を踏まえ、喫緊の課題である地球温暖化問題を解決するため、市民・事業者・自治体が「自分事」としてこの状況を深く受け止め、ライフスタイルや事業活動の転換を図ることが必要不可欠であり、自治体は効果的な対策をすみやかに実行することが求められます。これを受け、西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市の4市（NATS）は府県を超えて広域的に施策を展開し持続可能な社会を実現するため、2021年（令和3年）7月29日に「地球温暖化対策の自治体間連携に関する基本協定」を締結し、給水スポットの普及促進など様々な取組を進めています。

本書は、本市が実施している環境施策の進捗状況と環境の状況についての報告書です。本書をとりまとめることで、環境基本計画に掲げた目標の達成度合いを確認し、施策の見直しや充実を図ります。あわせて、身近な環境に関心を持ち、自らのライフスタイルを環境の視点から見直すきっかけとなれば幸いです。

目 次

第1章 吹田市の環境政策	1
第2章 目標の達成に向けた重点戦略	3
第3章 目標達成への施策の展開	
第1節 エネルギー	7
再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	
第2節 資源循環	15
資源を大切にす社会システムの形成	
第3節 生活環境	19
健康で快適なくらしを支える環境の保全	
第4節 みどり・自然共生	27
自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	
第5節 都市環境	31
快適な都市環境の創造	
第4章 環境基本計画に基づく進行管理	37

—環境白書の編集について

この環境白書は、吹田市環境基本条例に基づいて毎年発行しているものです。

2024年版(令和6年版)は、データや集計については、2023年度(令和5年度)における実績をとりまとめました。それ以外の記述は、2024年(令和6年)10月初旬時点での実績です。

本書は、現在課題となっていることにスポットをあて、まとめています。詳細なデータは資料編にまとめ、吹田市ホームページに掲載しています。本書とあわせてご活用ください。

第1章 吹田市の環境政策

本市の環境政策の基本的な枠組みと施策の目標を紹介します。

■ 吹田市環境基本条例

本市は、1997年(平成9年)3月に「吹田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、本市の環境政策の考え方や進め方などの施策の基本的なことがらを定めています。

環境基本条例の主な内容

- (1) 基本理念、施策の基本方針
- (2) 市民、事業者、行政の責務
- (3) 環境基本計画・環境白書
- (4) 基本的な施策
- (5) 環境審議会

■ 吹田市第3次環境基本計画

本市は、2020年(令和2年)2月に、第3次環境基本計画を策定しました。これは吹田市環境基本条例に基づき、環境政策の目標や施策の柱を定めるものです。

(1) 計画の期間

- 2020年度(令和2年度)から
- 2028年度(令和10年度)までの9年間

(2) 重点戦略

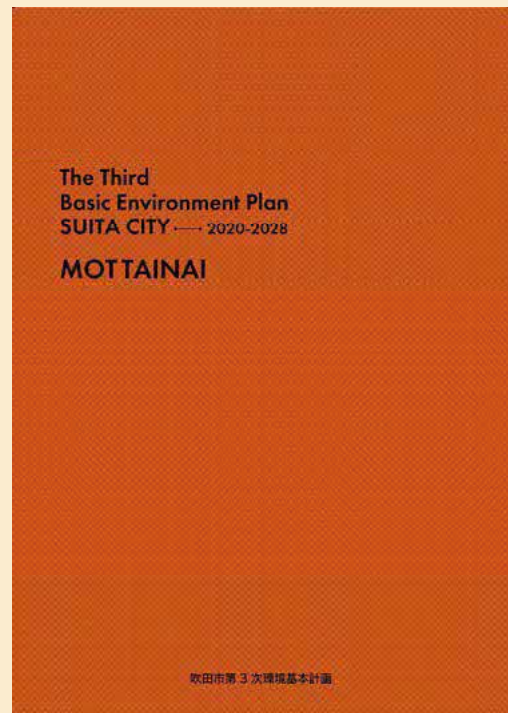
望ましい環境像を実現するため、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む「重点戦略」(はぐくむ、まもる、そなえる)を設定し、その推進に取り組んでいます。

(3) 施策の体系と環境指標

分野ごとに目標と指標を定め、さらに具体的な施策と担当部署を明記して、責任の明確化と施策の着実な推進を図ります。

(4) 進行管理

年度ごとに計画の進捗状況を取りまとめ、環境審議会に報告します。審議会での審議や評価の内容を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。



重点戦略

戦略の方向性	目 標
戦略Ⅰ はぐくむ	環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ
戦略Ⅱ まもる	良好な環境をまもる
戦略Ⅲ そなえる	気候変動による影響にそなえる

分野別目標

分野と目標	代表指標と目標値	施策の柱
エネルギー 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換	市域の年間エネルギー消費量 2028年度（令和10年度）までに （市域） 13.1PJ （ペタジュール） （家庭部門・市民1人当たり） 8.2GJ （ギガジュール） （業務部門・従業員1人当たり） 25.6GJ （ギガジュール）	<ul style="list-style-type: none"> ■ ライフスタイルや事業活動の転換促進 ■ 省エネルギー機器などの導入促進 ■ 再生可能エネルギーの導入拡大
資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成	市民1人当たりごみ排出量（1日） 2028年度（令和10年度）までに 760g リサイクル率 2028年度（令和10年度）までに 25.6%	<ul style="list-style-type: none"> ■ ごみの発生抑制を優先する社会への転換 ■ 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築 ■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進 ■ 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築 ■ 水資源の有効利用と健全な水環境の推進 ■ 産業廃棄物の適正処理
生活環境 健康で快適な暮らしを支える環境の保全	公害に関する苦情を解決した割合 2028年度（令和10年度）までに 80% 「環境美化推進団体」の団体数 2028年度（令和10年度）までに 60団体	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境汚染防止対策の推進 ■ 環境美化の推進 ■ ヒートアイランド対策の推進 ■ 日照障害・電波障害対策
みどり・自然共生 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成	吹田市域の緑被率 将来目標 30% みどりの協定に基づく取組などを行う団体数 2028年度（令和10年度）までに 60団体 みどり豊かでまちに愛着や誇りを感じる市民の割合 2028年度（令和10年度）までに 67%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性の保全 ■ 自然資源の持続的な利用 ■ みどりを継承する ■ みどりを生み出す ■ みどりを活かす ■ 市民参加・協働により、みどりのまちづくりを進める
都市環境 快適な都市環境の創造	今住んでいるところが気に入っている、住み続けようと思っている市民の割合 2028年度（令和10年度）までに 70% まちなみが美しいと感じる市民の割合 2028年度（令和10年度）までに 70%	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観まちづくりの推進 ■ 自動車に過度に依存しない交通環境整備 ■ 環境に配慮した開発事業の誘導

第2章 目標の達成に向けた重点戦略

望ましい環境像を実現するため、総合的かつ分野横断的な視点で重点的に取り組む「重点戦略」を設定しています。

目標	施策の柱と具体的施策
<p>重点戦略Ⅰ</p> <p>はぐくむ</p> <p>環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ</p>	<p>持続可能なライフスタイルを実現する人材を“はぐくむ”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①学校での環境教育の推進 ②環境に関する啓発活動及びイベントなどの開催 ③地域において環境保全活動を担う人材の育成 ④木育の推進 ⑤地域における環境学習の推進 <hr/> <p>環境に配慮したビジネススタイルに取り組む事業者を“はぐくむ”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①環境マネジメントシステムの導入促進 ②環境配慮行動に関する啓発活動の推進 ③事業者に向けた事業活動転換の促進策の検討・推進 ④事業者の環境意識向上に向けた啓発・取組推進 <hr/> <p>環境を中心とした多様な主体とのつながりを“はぐくむ”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市民・事業者・市民団体などと協働した取組の推進及び支援 ②大学・研究機関と連携した環境に配慮した取組の推進及び啓発活動 ③近隣市町村との地域循環共生圏構築に寄与する活動の推進
<p>重点戦略Ⅱ</p> <p>まもる</p> <p>良好な環境をまもる</p>	<p>未来につながる環境を“まもる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再生可能エネルギーの活用・設備の導入 ②公共施設における率先実行（節エネルギー、省エネルギー、再生可能エネルギー、省資源） ③エネルギー消費量削減に向けた啓発活動及び情報提供 ④ごみの削減や再利用に向けた啓発活動及び情報提供 <hr/> <p>市民にとっての憩いの空間を“まもる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生物多様性の保全への理解を深めるための効果的なイベントの実施及び啓発活動 ②公園・街路樹の整備及び管理、緑化の推進、緑地の保全 ③水路などの清掃による環境保全 ④特定外来生物の防除
<p>重点戦略Ⅲ</p> <p>そなえる</p> <p>気候変動による影響にそなえる</p>	<p>気候変動による大規模災害に“そなえる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①防災意識の向上への取組推進 ②応急給水体制の向上への取組推進 ③防災拠点をはじめとした公共施設における大規模災害時の自立・分散型エネルギー確保に向けた、再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源設備の導入推進 ④大雨時の浸水防止のための整備推進 <hr/> <p>ヒートアイランド現象に“そなえる”</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物・道路・駐車場の高温抑制の推進及びクールスポットの創出 ②公園・街路樹の整備及び管理、緑化の推進（屋上・壁面緑化、みどりのカーテンなど）、緑地の保全 ③ドライ型ミストなどによる熱中症対策及び啓発活動

重点戦略Ⅰ はぐくむ

目標 環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みをはぐくむ

目的

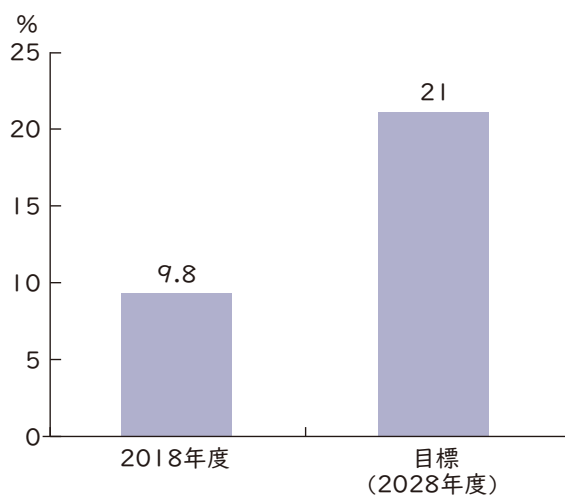
より良い環境を将来世代へと引き継ぐためには、持続可能な社会をつくるのが大切です。そのためには、市民・事業者のそれぞれが地域の環境と自らの行動との関係性を正しく理解し、自主的・積極的に環境保全活動を実践することが重要です。

また、持続可能な社会に貢献する人材・事業

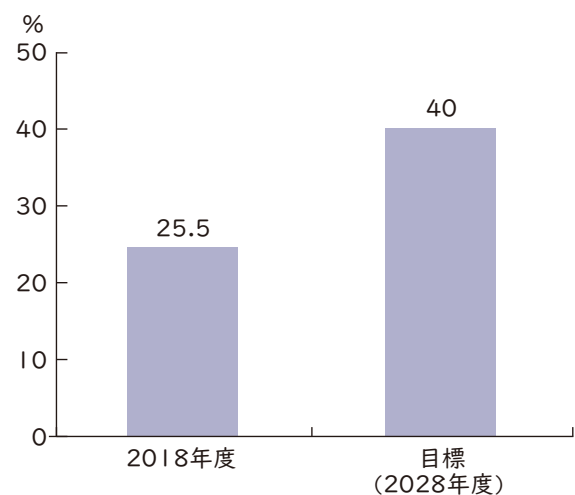
者を“はぐくむ”ために、ライフスタイル及びビジネススタイルの転換に向けた取組を推進します。さらに、市民・事業者・市民団体のつながり及び他の自治体とのつながりを“はぐくむ”ことで、より良い地球環境を“はぐくむ”ことを目指します。

重点戦略Ⅰ はぐくむ

地域の美化や緑化、環境イベントなどのボランティア活動に参加する市民の割合



行政、団体、その他企業などと連携した環境活動を実施している事業者の割合



達成指標を実現するための活動指標	2021年度	2022年度	2023年度	目標値 2028年度
エコスクール活動簿※の評価（教室での取組）が21点以上の学校数	35校	43校	37校	43校
環境啓発イベント参加者数	4,829人	45,528人	30,087人	14,200人
すいた環境サポーター養成講座修了者数（累計）	69人	81人	85人	255人
アジェンダ21すいたの事業者会員数	13者	13者	13者	43者
地域材使用量（累計）	67.8㎡	362.8㎡	438.8㎡	→

※ エコスクール活動の進捗状況を各学校単位で評価。1項目につき5点満点で5項目を評価（3学期末時点）。

重点戦略Ⅱ まもる

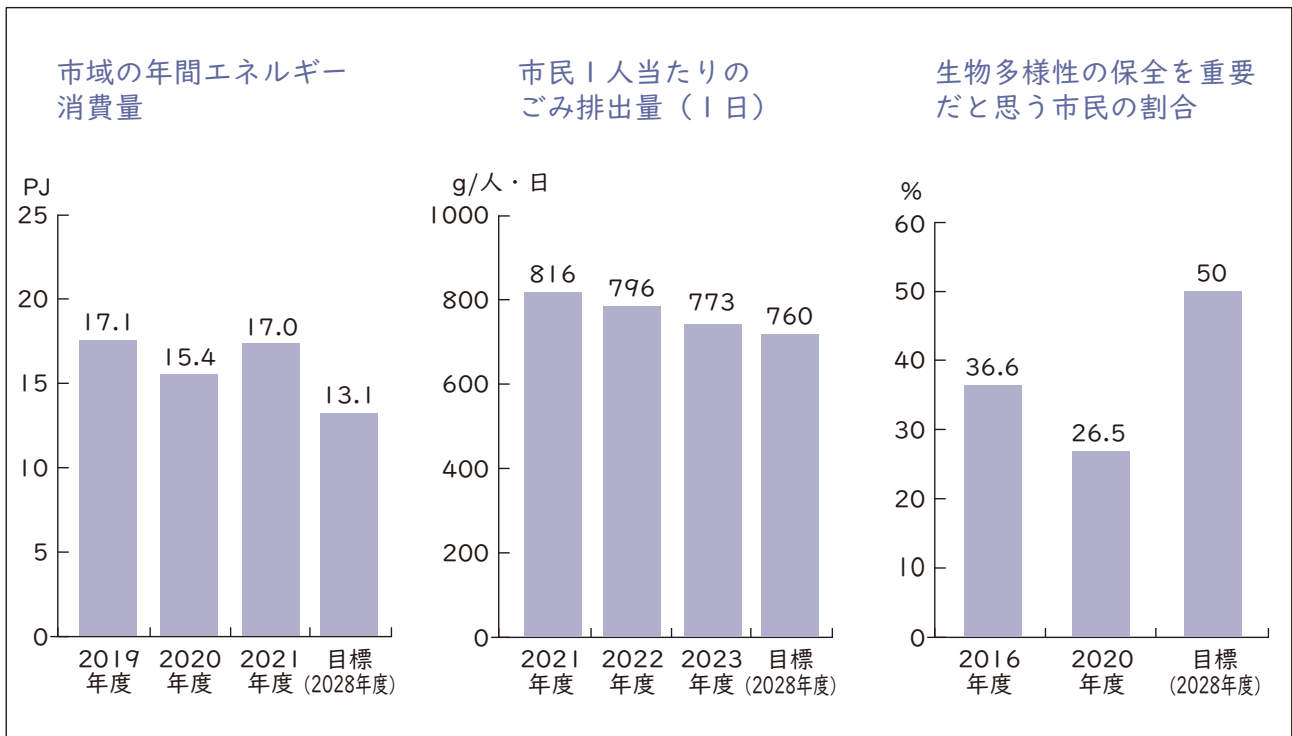
目標 良好な環境をまもる

目的

海面上昇など様々な影響を各地に及ぼす「地球温暖化」や海洋プラスチックをはじめとした「ごみ問題」、外来種などが要因となる「生物多様性の損失」といった地球規模の問題が国際的に取り上げられており、本市においても、地球環境を“まもる”ために重点的に取り組む必要があります。

本市がこれらの環境問題の解決への取組を推進し、エネルギーや資源、自然との共生を大切にするライフスタイルを構築し、総合的な視点をもって今ある環境を“まもる”ことにより、将来世代へ良好な環境を引き継ぎます。

重点戦略Ⅱ まもる



達成指標を実現するための活動指標	2021年度	2022年度	2023年度	目標値 2028年度
市域の太陽光発電システム設備容量 (累計)	2.30万kw	2.45万kw	2.68万kw	3.5万kw※1
食品ロス削減などのごみ削減啓発活動数 (累計)	130回	168回	229回	520回
生物多様性保全イベント参加者数	1,254人	1,312人	1,673人	3,400人

※1 吹田市第4次総合計画に基づく

重点戦略Ⅲ そなえる

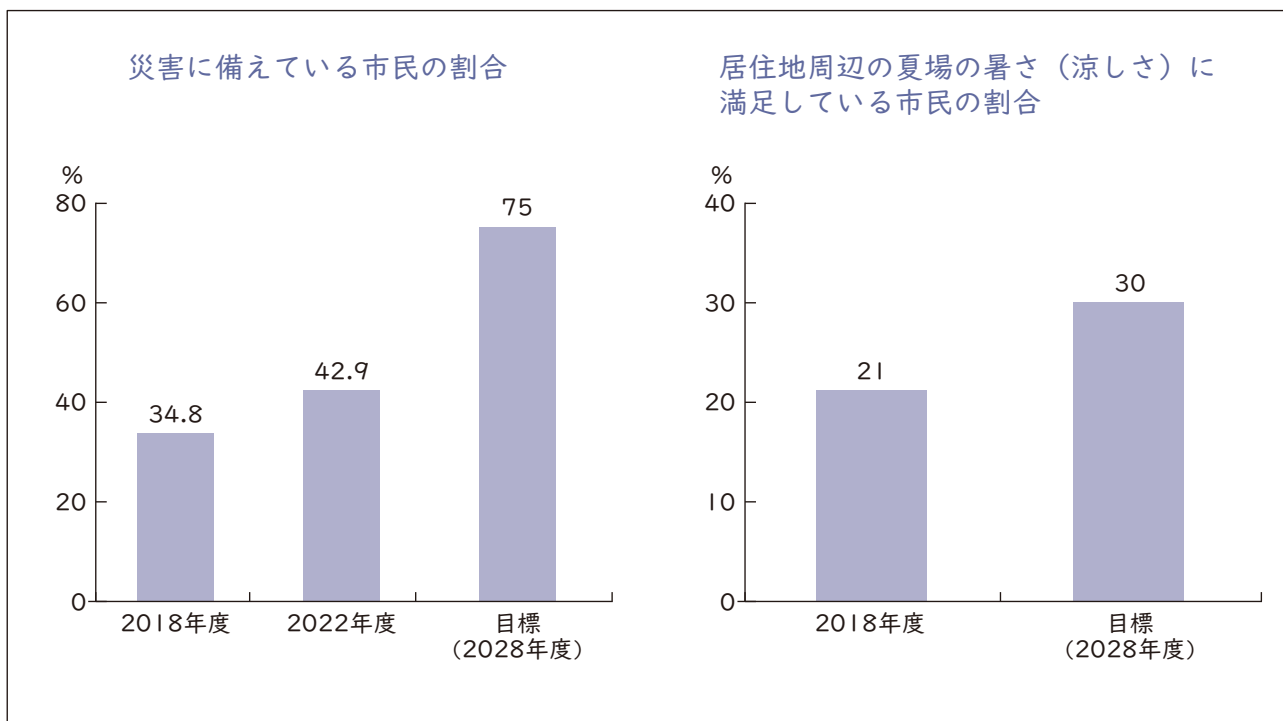
目標 気候変動による影響にそなえる

目的

気候変動対策は、温室効果ガスの削減(緩和策)だけでなく気候変動の影響による被害の回避・軽減(適応策)も重要です。2018年(平成30年)12月1日に「気候変動適応法」が施行されたことで適応策が法的に位置付けられ、本市としても適応策を推進していく必要があります。

今後想定され得る気候変動の影響に伴う大規模災害や熱中症による健康被害など、さらには都市部特有の課題であるヒートアイランド現象に“そなえる”ため、安全、健康かつ快適なまちづくりのための取組を推進します。

重点戦略Ⅲ そなえる



達成指標を実現するための活動指標	2021年度	2022年度	2023年度	目標値 2028年度
連合自治会単位での自主防災組織の結成率	82.4%	85.3%	88.2%	100%※1
雨水排水施設の整備率	54.1%	54.1%	54.1%	55%※1
透水性舗装面積累計	110,318㎡	120,633㎡	124,340㎡	→※2

※1 吹田市第4次総合計画に基づく

※2 すでに当初の目標値を達成しているため、新たな目標値を設定したとしても順次達成が見込めることから、目標値を設けず毎年増加することを目標とします。

第3章 目標達成への施策の展開

第1節 エネルギー 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会への転換

[1] 環境の状況

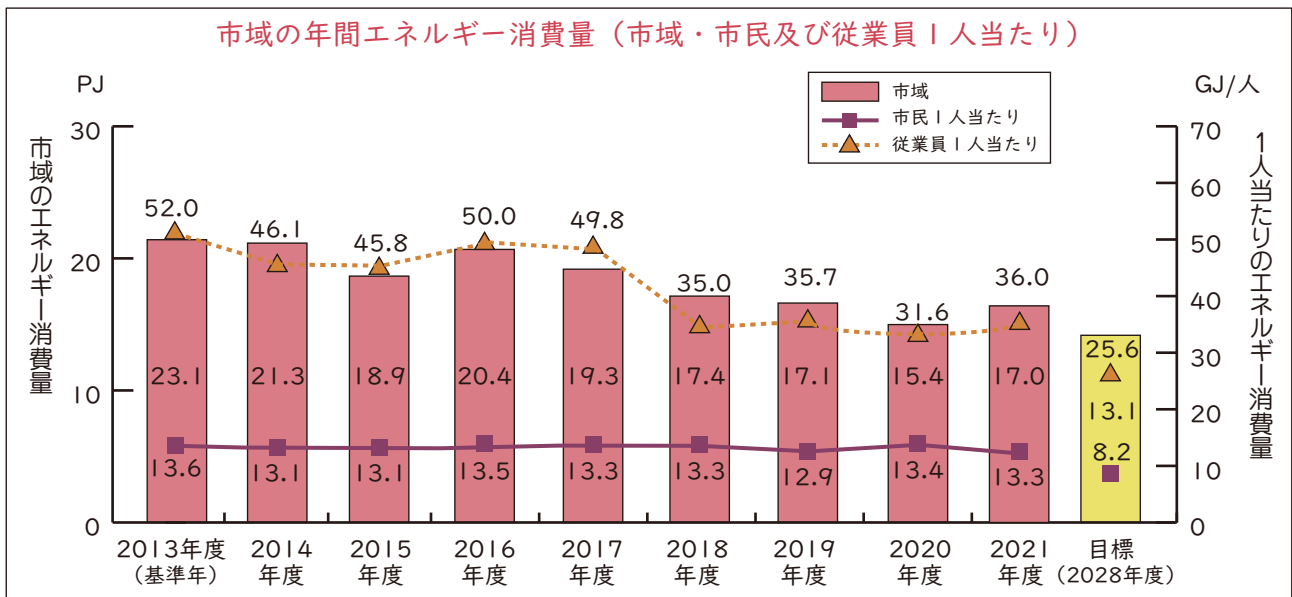
世界気象機関（WMO）は2024年（令和6年）3月、「世界気候の現状2023」の確定版を発表し、2023年（令和5年）は、世界の平均地表面温度が産業革命前の基準値から1.45度上昇し、観測史上最も温暖な年となったと伝えました。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2018年（平成30年）に公表した「1.5度特別報告書」では、自然や人間の社会に及ぶ気候関連のリスクを抑えるためには、世界全体の平均気温の上昇を1.5度以下に抑える必要があることが示されており、そのためには、2050年までにカーボンニュートラルの達成が必要であるとされています。

本市は吹田市第3次環境基本計画において、市域、市民及び従業員1人当たりの年間エネルギー消費量を2028年度（令和10年度）までに2013年度（平成25年度）比で43.3%以上削減するという目標を掲げています。また、2021年度（令和3年度）に豊中市と共同で行った気候非常事態共同宣言において、2050年までにゼロカーボンシティの実現を目指としています。

市域におけるエネルギー消費量は、新型コロナウイルス感染症による経済活動等の制限が緩和されたことが影響し増加しています。エネルギー消費量の割合が大きい家庭部門と業務部門において、ライフスタイルや事業活動の転換が強く求められます。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	2021年度	2022年度	2023年度	目標値 2028年度
市域の年間温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂) ※	1,451 (2019年度)	1,358 (2020年度)	1,406 (2021年度)	1,092
公共施設における再生可能エネルギー導入件数累計	89件	99件	116件	130件
吹田市役所の事務事業に伴う年間温室効果ガス排出量 (千t-CO ₂)	26.6	27.2	28.8	24
市域における太陽光発電システム導入件数累計及び設備容量	3,823件 21,209kW	4,109件 23,000kW	4,927件 26,800kW	6,000件 35,000kW

※ 市域の年間エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量の算出は統計データ集約の関係により2年遅れとなります。

[2] 施策

■ 吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画

本市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）として、2021年（令和3年）2月に、吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画を策定しました。本計画では、吹田地域の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の現況を分析して、長期目標として2050年までに、地域の年間温室効果ガス排出量を実質ゼロ

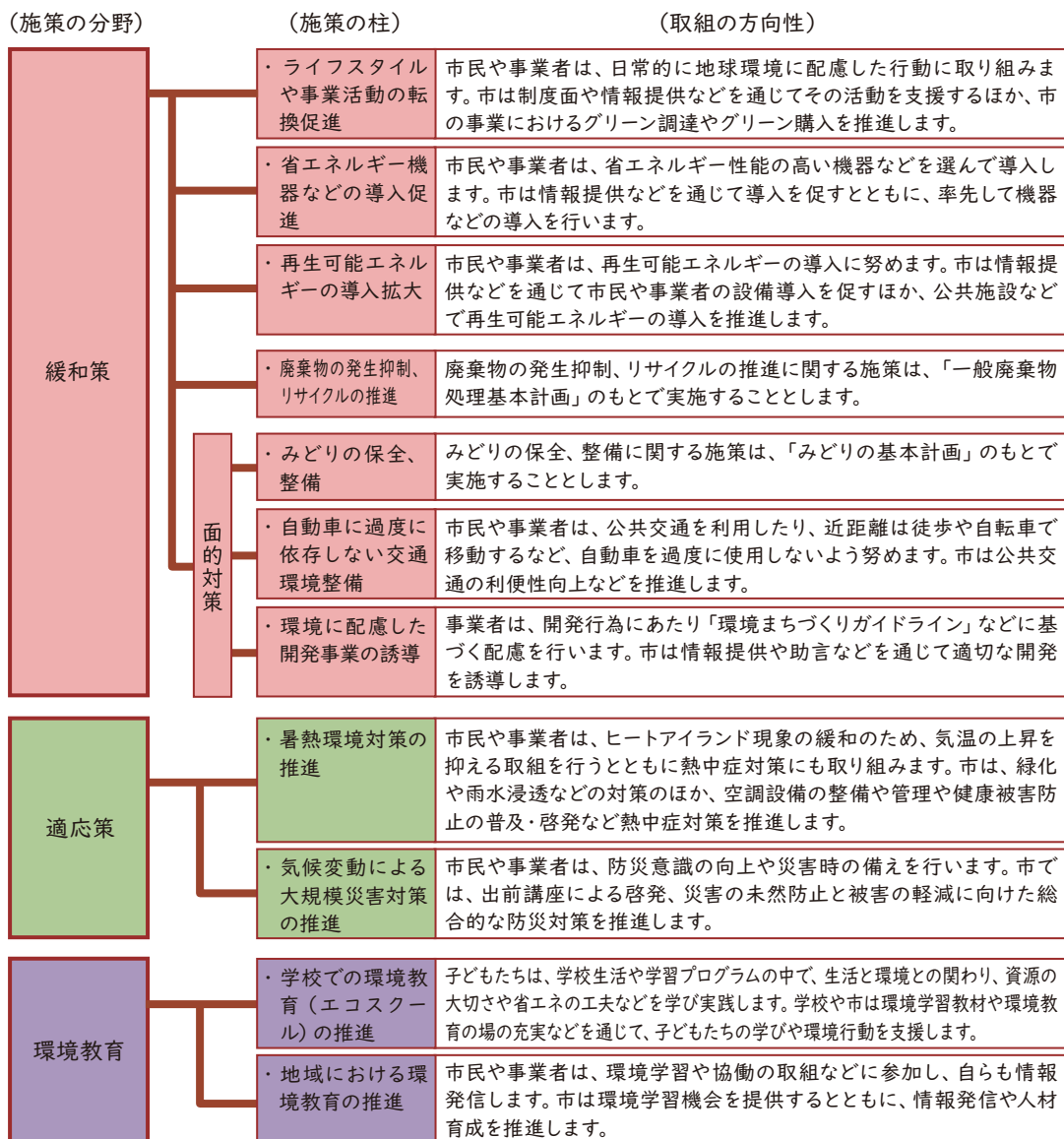
にする削減目標を設定しました。また、それらの目標を達成するために必要な施策や取組を具体的に記載し、温室効果ガス排出が実質ゼロとなった未来の吹田市のすがたを示しています。市民のライフスタイルや事業者の事業スタイルを転換し、先進的な環境まちづくりを進めていくために、3つの取組を「重点施策」として設定しています。

吹田市第2次地球温暖化対策新実行計画の重点施策と施策体系

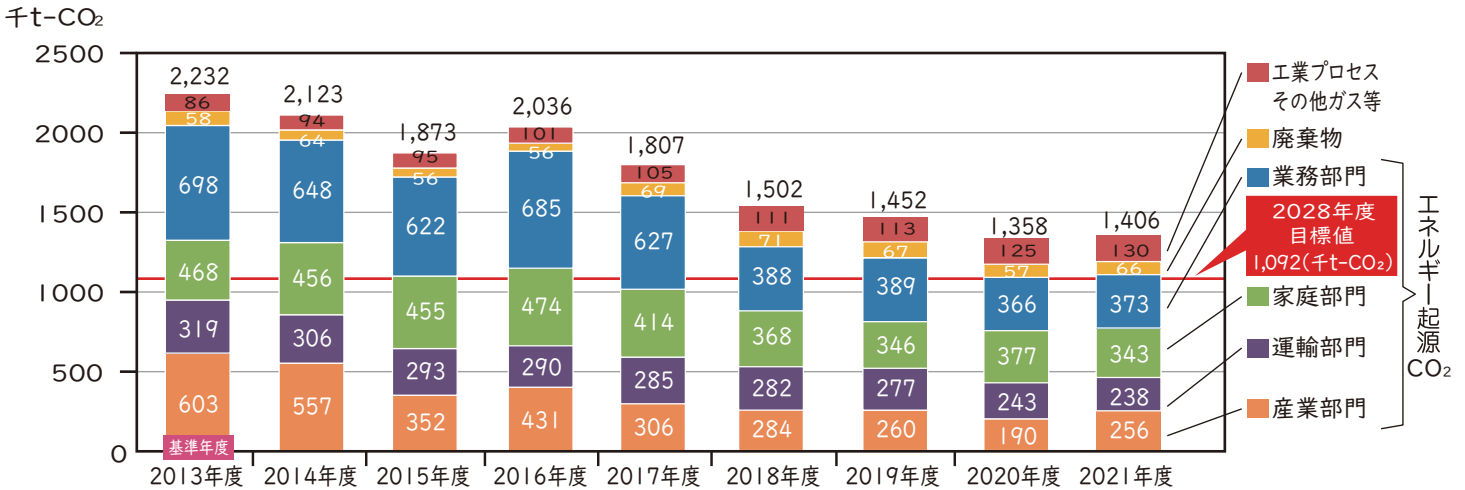
重点施策

- (1) RE100の推進
- (2) 低炭素な暮らしと経済活動のしくみづくり
- (3) 気候変動への適応

施策体系



市域の温室効果ガス排出量の推移



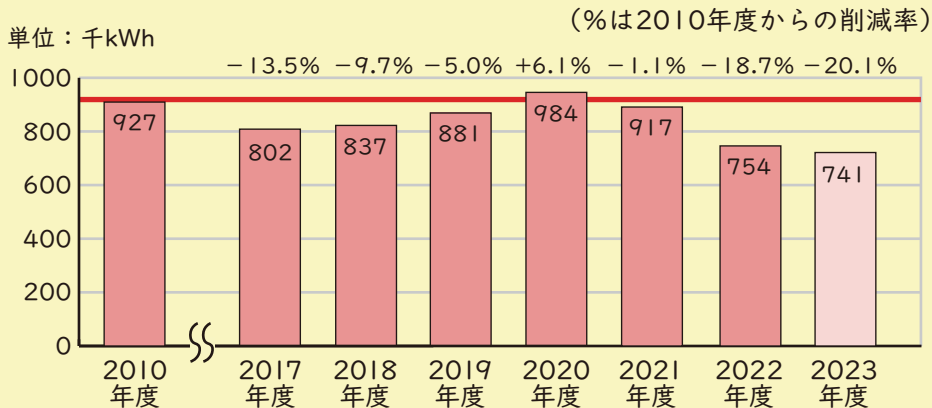
■ 夏季及び冬季における市自らの節エネの取組

本市は、電力消費が増加する夏季及び冬季を「節エネ重点取組期間」として、本庁舎をはじめ、上下水道施設、学校や体育施設など多量に電力を使う施設を中心に、節電を含む「節エネルギー」の取組を強化しています。

本庁舎では、主に以下の取組を行いました。

- (1) 各施設の冷房時の室温が28度程度となるように努める
- (2) 執務室の照明（蛍光灯）の間引き状況の確認
- (3) 業務に支障のない範囲での昼休みの消灯の徹底、消灯担当者及び実施状況の任命
- (4) パソコンの節電設定、ディスプレイの明るさの調整の実施及び実施状況の確認

夏の節エネ重点取組期間（7月～9月）の市役所本庁舎における電力使用量



■ グリーン購入の推進の取組

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境への影響を考慮して、購入の必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入することです。限りある資源を持続的に活用し、将来世代に引き継ぐためには、経済のあり方を見直し、持続可能なものに変えることが必要となります。そのた

めには、グリーン購入の考え方や取組が重要となります。

本市では、吹田市環境物品等調達方針を策定し、グリーン購入に取り組んでいます。2023年度（令和5年度）のグリーン購入率は88%でした。

■ 市民・事業者との連携によるライフスタイル等の転換の普及促進

(1) すいたクールアースウィーク

環境政策室が事務局を務める「アジェンダ21すいた」では、毎年9月後半から10月前半にかけての2週間を「すいたクールアースウィーク」と位置付け、市内公共施設・企業・各種団体の皆様で「地球温暖化防止に向けた取り組みの全市的な促進」を目的に、省エネ活動、地球温暖化に関する啓発や展示などに取り組んでいます。

2023年度(令和5年度)は、9月22日(金)～10月9日(月・祝)に設定しました。

参加を表明する企業・大学・団体は、自主的に環境保全行動を宣言することで、社内の環境意識を高めています。また、それらの企業・団体がその企業・団体を利用する一般市民にも働きかけることで、環境行動が広がります。2023年度(令和5年度)は37団体にご賛同いただきました。

【参加団体の取組】

2023年度(令和5年度)の参加37団体(企業、大学、各種団体など)の主な取組は、以下のとおりです。

- ダウンライトカフェなど、照明を部分的に落として、LEDライトで光の演出を行う
- 月や地球温暖化に関する図書の特設コーナーの設置、月に関連した絵本の読み聞かせ
- 賛同いただいた各企業・団体による、エネルギー使用量の削減・リサイクルや廃棄物削減・環境保護活動への参加・啓発ポスター等の展示などの自主的な取組 など

(2) すいたムーンライトコンサート

「すいたクールアースウィーク」のメインイベントとして、入場無料の夜の野外コンサートを毎年開催しています。

このイベントは、太陽光発電やエコ商品を手掛ける吹田市内の企業の協力を得て、太陽光パネルで発電し電気自動車に充電した電力を使用することで、地球温暖化の原因となるCO₂の排出量をほぼゼロで開催しています。また、地元の企業や専門学校の協力を得てイベントのチラシ・ポスター作成、音響・照明設備の

操作、コンサートの司会を担っていただいています。

演奏の合間に、司会が環境の大切さを語ることで、来場者に月の下で素敵な音楽を楽しみながら、私たちのライフスタイル・事業スタイルを見直すことを促しています。

来場者は例年約500人で、2023年度(令和5年度)は9月29日(金)に開催しました。



再生可能エネルギーの導入拡大の取組

市有施設の屋根貸しによる太陽光発電システム設置促進事業

本市は、太陽光パネルの設置等を行う民間事業者に、市が所有する公共施設の屋根を貸し出し、事業者から施設の使用料を得る仕組みによって太陽光発電システムの設置を促進する事業を行っています。現在、市内3か所4施設の自転車駐車場で発電を開始しており、発電実績等は市ホームページに掲載しています。

- 阪急山田駅前西自転車駐車場(24.9kW)
- 阪急山田駅前南自転車駐車場(18.7kW)
- JR吹田駅前中央自転車駐車場(24.9kW)及びJR吹田駅前西自転車駐車場(24.9kW)

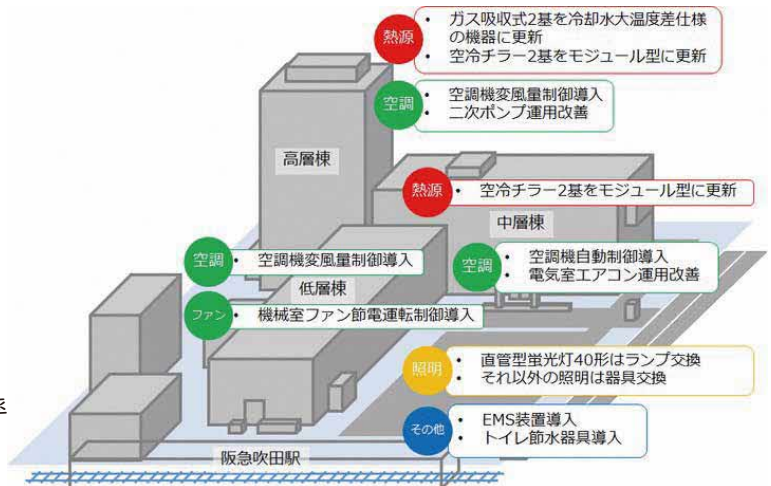


(写真：JR吹田駅前西自転車駐車場の屋根の様子)

ESCO事業

省エネルギー化が見込める手法を事業者から提案いただき、施工・維持・管理までを含めた包括的なサービスを提供するESCO (Energy Service Company) 事業を、2021年度(令和3年度)に本庁舎で実施しました。

熱源機器の更新や運用方法の変更、照明のLED化等を実施し、2023年度(令和5年度)における基準値からのエネルギー削減率は31.2%、CO₂削減率は32.7%でした。



吹田市初！市役所本庁舎でESCO事業を実施！！

主な導入設備

<エネルギー効率の高い設備を導入>



ガス吸収式冷温水発生機！ 空冷ヒートポンプチラー！

<照明器具のLED化>



同程度の明るさで消費電力を削減！

<空調機の風量・温度の省エネ制御導入>



ポンプの回転をきめ細かくコントロールして、エネルギー効率を高めるインバータ盤！

<エネルギー搬送ポンプ運用改善>



ポンプコントローラを改修し、既存インバータ設定値を見直し、エネルギー効率を改善！

<空調機省エネルギー制御の導入>



CO₂センサを導入し、外気導入量を最適化！

<EMS装置の導入>



省エネ制御状況、エネルギー使用量が確認できるようになりました！

■ 市の公共施設における電力調達

2017年度(平成29年度)から、「吹田市電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、環境に配慮した小売電気事業者から電力調達を実施しており、2023年度(令和5年度)は、再生可能エネルギー比率100%の電力の調達を基本とするよう本方針を改定しました。

■ 公用車脱炭素化方針

本市が率先して、公用車の使用の合理化やゼロエミッション車^{※1}(ZEV)の導入を推進し、公用車の脱炭素化を図るため、2022年(令和4年)12月に、「吹田市公用車脱炭素化方針」を策定しました。

本方針では、乗用車^{※2}のガソリン使用量について、2019年度(令和元年度)を基準として、2023年度(令和5年度)から5年間で50%以上削減することや、乗用車のZEV導入率を2030年度(令和12年度)までに35%とすることを目標としています。

2023年度(令和5年度)は、本方針に基づき、2台のZEVを導入しました。今後も引き続き公用車

本方針に基づき電力調達に取り組むことで、市民や事業者に対し再エネ比率の高い電力の調達を促すとともに、小売電気事業者に対し再エネ比率の高い電気の供給等の環境配慮を促進し、再生可能エネルギーの導入拡大を創出してまいります。

の使用や台数について適宜見直しを行い、また、積極的にゼロエミッション車を導入することで、公用車からの温室効果ガス排出量を可能な限り削減します。

また、本市の率先行動を通して、市民・事業者に対し、自動車に過度に依存しないライフスタイルへの転換を促すとともに、ZEVの普及促進をすることで、市域における移動の脱炭素化を図ってまいります。

※1 走行時に二酸化炭素(CO₂)等の排出ガスを出さない自動車のこと。

※2 塵芥収集車、消防車、救急車等の主な使用目的が特種である自動車は除きます。

■ 建築物の低炭素への取組

(1) 資源循環エネルギーセンター

本市のごみ焼却施設である資源循環エネルギーセンターは、2010年(平成22年)3月に運転を開始しました。1日に最大480tのごみを焼却する能力があります。

ダイオキシン類の厳しい規制値をクリアする排ガス処理設備を始めとして、廃熱利用による高効率発電設備(最大13,000kW)、焼却灰の熔融スラグ化(再資源化)設備など、クリーンかつ低炭素、循環型社会の形成に対応する施設です。



(2) 阪急千里山駅前東自転車駐車場

阪急千里山駅の東側に2013年(平成25年)7月にオープンしました。3階建てで1,200台の自転車、バイクを収容できます。線路側の壁一面の「壁面緑化」は西日を受け流す「大規模な緑のカーテン」になっています。屋上には太陽光発電システム(41kW)があり、施設の電気をまかなっています。

- ・ 太陽光発電システム(41kW)
- ・ 壁面緑化
- ・ 屋上緑化



屋根一面に設置された太陽光パネル



(3) 千里丘北小学校

千里丘北小学校は、市内で29年ぶりの新設校として、2015年(平成27年)4月に開校しました。

校舎は採光を考え、廊下の中央部の光庭を取り囲む回廊片廊下型となっています。また廊下の外

- ・ 太陽光発電システム(10kW)
- ・ 雨水貯留槽(400t)
- ・ 屋上緑化
- ・ 自然光採光(光庭)

側に各教室を配置することで見通しを良くし、学年を超えたフロアごとの一体感を高めています。廊下にはクッションと温かみのある空間にしようと、木調の内装を取り入れています。



(4) 市立吹田サッカースタジアム

万博記念公園内に2015年(平成27年)9月に竣工した本スタジアムは、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)において、最高ランクのSランクを取得するなど、多様な方法で環境に配慮した「エコ・スタジアム」です。

本スタジアムは、スタジアム建設募金団体により

- ・ 太陽光発電システム(504kW)
- ・ フィールド内照明のオールLED化
- ・ 給湯設備への高効率機器の採用
- ・ 空調設備への高効率機器の採用
- ・ 雨水利用(トイレ洗浄水等)
- ・ フィールドへの自然通風の確保

建設され、吹田市に寄贈された施設であり、ガンバ大阪のホームスタジアムです。建設にあたっては、吹田市環境まちづくり影響評価条例の手続において、環境の保全と良好な環境の創造のための効果的な環境取組が実施されています。



(C)ガンバ大阪

(5) はぎのきこども園

はぎのきこども園は、幼保連携型認定こども園として、2018年(平成30年)4月に開園しました。

園内には太陽光発電システムや屋上緑化、透水性舗装などを取り入れています。空調、給湯等の設備については、高効率や省エネルギー型の機器を採用し

- ・太陽光発電システム (5.4kW)
- ・雨水貯留タンク (0.12t)
- ・屋上緑化
- ・透水性舗装
- ・高効率機器の採用 (空調、給湯等)

ました。また、雨水貯留タンクや雨水浸透柵を設置するなど、水循環の確保も行われています。



(6) 健都ライブラリー

健都ライブラリーは、『健康に「気づき」、
「楽しみ」ながら「学べる」』をコンセプトに
図書館が持つ機能を多機能化した施設として
2020年(令和2年)11月に開館しました。

館内には太陽光発電システムを取り入れている



ます。また、最寄りのJR岸辺駅からJR吹田駅までの間には「緑の遊歩道」が続いており、両駅からは緑に囲まれた気持ちの良い遊歩道を歩いてご来館いただけます。

- ・太陽光発電システム (30Kw)
- ・緑被率 (64.27%)
- ・壁面緑化
- ・緑のカーテン
- ・CASBEEにおいてSランク取得
- ・LED照明

(7) まちなかりビング北千里

「複合施設による子育て・学びの拠点づくり」をコンセプトに、児童センター・公民館・図書館の3つの施設機能を融合した施設として、2022年(令和4年)11月にオープンしました。

木材利用のモデル施設として、大阪府能勢町産材をはじめとした府内産材を中心に、国産材を利用し、一部木造化及び内装木質化を取り入れた環境に配慮した施設となっています。

- ・太陽光発電システム (5.0kW)
- ・LED照明
- ・輻射熱空調設備



第2節 資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成

[1] 環境の状況

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活を物質的に豊かにした反面、限りある資源を大量に消費し、それをごみとして廃棄することで、環境に大きな負荷を与え、様々な問題を生じさせています。

私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことにより、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」を構築する必要があります。

本市は吹田市第3次環境基本計画において、市民1人当たりの1日のごみ排出量とリサイクル率に目標を設定しています。

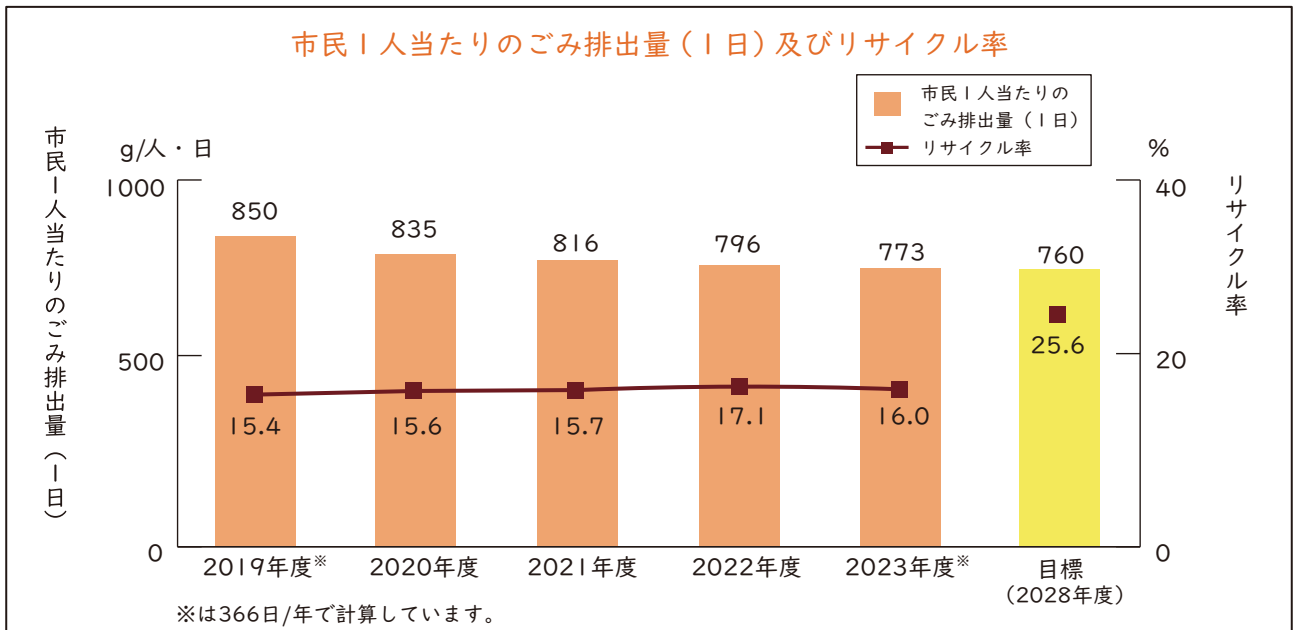
(1) ごみの排出状況

燃焼ごみや資源ごみなどを含む1年間に排出される全てのごみの量（ごみの年間排出量）は、2023年度（令和5年度）は108,152t（家庭系ごみと事業系ごみの合計）でした。市民1人当たりになおすと、1日に773gでした。

(2) ごみのリサイクル状況

市が資源ごみとして収集する缶やびん、拠点回収によるペットボトル、集団回収による新聞紙やダンボールなど、リサイクルした量のごみ全体に占める割合（リサイクル率）は、2023年度（令和5年度）は16.0%でした。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	2021年度	2022年度	2023年度	目標値 2028年度	
年間の燃焼ごみ搬入量（破碎後可燃物を含む）	97,761t	96,498t	94,768t	84,390t	
ごみの年間排出量	家庭系ごみ	80,832t	78,180t	75,472t	76,995t
	事業系ごみ	31,960t	32,565t	32,680t	27,646t
マイバッグ持参率	82.1%	82.4%	82.8%	87% ^{※1}	

※1 吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画策定に伴い、目標値を80%から87%に引き上げたことを踏まえ、目標値を同値に見直しました。

[2] 施策

■ 吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画

本市は、2022年（令和4年）2月にごみの減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めた「吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

期 間 / 2022年度（令和4年度）～2028年度（令和10年度）

基本理念 / 「MOTTAINAI」（もったいない）を基本理念として定め、市民・事業者・行政の三者協働により、循環型社会・低炭素社会の構築を目指す。

- 重点施策 /
- 1 2Rを優先したごみの減量
 - 2 分別によるリサイクルの促進
 - 3 食品ロス削減の推進
 - 4 プラスチックごみ削減の推進
 - 5 三者協働（市民・事業者・行政）の推進

- 基本施策 /
- 1 ごみの発生抑制を優先する社会への転換
 - 2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築
 - 3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進
 - 4 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築

計画の目標 / ・市民1人1日当たりのごみ排出量を、2028年度（令和10年度）までに760gにする。

・リサイクル率を、2028年度（令和10年度）までに25.6%にする。

■ 発生抑制を優先する社会への転換

(1) 家庭系廃食用油の回収

家庭での使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、リサイクルしています。回収した油は、別の製品の原材料として再生されます。

現在、市内14か所の公共施設で拠点回収を行っ

ています。2023年度（令和5年度）は、7tの廃食用油を回収しました。



(2) 吹田市ごみ減量再資源化推進会議

市民・事業者・行政が三者協働で、食品ロス削減をメインテーマとしたごみ減量再資源化の取組を

進めています。2023年度(令和5年度)は、会議を2回開催しました。

(3) プラスチックごみ削減の取組

①使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収

市の公共施設等で、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収しています。



2023年度(令和5年度)は、回収量約177kg(回収相当数約177千個)、CO₂削減量は490kg-CO₂でした。

②マイボトル用給水機の設置

2021年(令和3年)5月よりマイボトル用給水機を設置しており、32施設・2公園に35台設置して

います。

2022年度(令和4年度)にはNATS及びウォータースタンド株式会社で連携し、阪急電鉄の4駅(西宮北口駅・園田駅・岡町駅・北千里駅)にマイボトル用給水機を設置する実証実験を実施しました。その結果、2023年(令和5年)4月より順次、4駅にマイボトル用給水機が本格設置されました。



(4) 食品ロス削減の取組

①フードドライブ

家庭等で余っている食品を市に提供していただき、子供食堂や福祉団体等の必要としている方にお渡しする取組です。2023年度(令和5年度)は2回実施しています。

1回目では提供人数62人、提供品数723個、提供重量178kg、2回目では提供人数60人、提供品数552個、提供重量188kgでした。

②てまえどりキャンペーン

てまえどりは、買ってすぐ食べる場合に、コンビニ、スーパー等の棚の手前にある商品や、賞味期限・消費期限の迫った商品を積極的に選ぶ行動のことです。

2023年(令和5年)10月にてまえどりキャンペーンを実施し、コンビニ、スーパー等で、ポップやポスターなどを掲示して、てまえどりを呼びかけました。



吹田市フードドライブキャラクター
風土 虎息吹(ふうど どりいぶ)



吹田市フードドライブキャラクター
風土 集(ふうど つとい)

(5) 不要品のリユース

2023年(令和5年)6月30日に株式会社マーケットエ
ンタープライズと、2024年(令和6年)3月13日に株式会
社ジモティーと協定を締結し、リユース活動の促進に向け
て民間事業者と連携を図ることとしました。

家庭で不要になったがまだ使えるものを、リユースのプ

ラットフォーム「おいくら」を通じて売却したり、地域の情報
サイト「ジモティー」を通じて必要な方に譲ったりしてリユ
ースにつなげ、ごみ削減を図ります。



(6) 北摂地域と民間事業者で連携

北摂7市3町と民間11事業者で「北摂地域における食
品ロス削減及び容器包装を含めたプラスチックに係る資
源循環の促進等に関する協定」を締結しました。

国の目標を踏まえ、食品ロス削減とワンウェイ※プラス

チックや容器包装の排出抑制に積極的に取り組み、その
取組促進のための周知啓発や支援などを行っていきます。

※ 通常、一度使用したらその役割を終えること。

■ 多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築

(1) 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、1995年(平成7年)11
月に発足し、34地区の連合自治会からの推薦により推
進員を委嘱しています。推進員は、地域でごみの減量や

分別についての推進役として活躍しています。2024年
(令和6年)3月31日時点で272人の推進員が活動し
ています。

(2) 再生資源集団回収の推進

本市は、自治会や子供会などの集団回収を推進して
います。2023年度(令和5年度)は、436団体が実施

し、5,594tの再生資源を回収しました。集団回収は、
本市のリサイクル率向上におおいに役立っています。

(3) 資源リサイクルセンターでの活動

市民のリサイクル活動を推進する拠点施設として、
全国に先駆けて1992年(平成4年)に開設しました。
このセンターは、市民活動・環境学習の場であるだけ

でなく、市民研究員による研究活動のための場でもあ
ります。施設の運営に関しては、指定管理者である公
益財団法人千里リサイクルプラザに委託しています。

(4) すいたエコイベント宣言

すいたエコイベント宣言とは、イベント主催者
がごみの減量など環境に配慮した取組を宣言し、
イベント参加者に対して環境意識の向上を図る取

組です。2023年度(令和5年度)は、10事
業でエコイベントが宣言されました。



■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

毎月2t以上の一般廃棄物を排出する事業者（多量排出占有者）に対して、事業系一般廃棄物の減量計画を定め、廃棄物管理責任者を選任することを指導しています。さらに、事業活動に伴うごみの処理やリサイクルの責任は排出者である事業者の責任であることを

浸透させるとともに、搬入検査の強化、紙ごみ等の資源化をはじめ搬出管理指導の強化などを図っています。2023年度（令和5年度）は、197事業者に対して減量計画書の提出を求めました。

■ 産業廃棄物

産業廃棄物については、年間1,000t以上もしくは、特別管理産業廃棄物を年間50t以上排出する事業者（多量排出事業者）は減量等の処理を計画し実施状況を報告することが義務付けられています。2023年度（令和5年度）は、それらの事業場に対し延べ22件立入検査を実施し、産業廃棄物の減量やリ

サイクルの促進等についても指導しています。

また、排出者責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を確保していくための産業廃棄物管理票交付制度に係る報告については、2023年度（令和5年度）実績で2,030件を受理しています。

家庭生活・事業活動

吹田市
人口 382,336人
世帯数 184,802世帯
(2024年3月末日現在)

ごみ排出量 102,557 t

集団回収 5,594 t

	燃焼ごみ	55,493t
	資源ごみ	7,290t
	大型複雑ごみ	3,877t
家庭系	小型複雑ごみ	1,960t
ごみ	有害危険ごみ	256t
	ペットボトル	221t
	廃食用油	7t
	臨時ごみほか	773t
事業系	燃焼ごみ	32,633t
ごみ	その他資源ごみ*	47t

※ エネルギーセンターにおいて、分別回収したもの

ごみ収集



ごみ収集車

資源循環エネルギーセンター

(ごみ焼却・発電施設)

97,398 t*



破碎選別工場

14,628 t



※ 破碎選別工場から搬入された可燃物を含む

ごみ発電

4,906 万kWh

うち電力会社への逆送電

2,092 万kWh

最終処分場

(大阪沖埋立処分場)

5,460 t

再資源化 17,248 t

(再資源化率 15.95%)

破碎選別による再資源化 7,984t

ごみ焼却後の溶融スラグ・灰中鉄分

溶融メタル 3,670t

傾動メタル

山元還元灰

集団回収 5,594t

第3節 生活環境 健康で快適なくらしを支える環境の保全

[1] 環境の状況

我が国の高度経済成長期に特に深刻になった公害問題は、公害防止関連法令による排出規制が行われ、環境保全への企業努力や、優れた公害防止技術の普及により、一定の解決が図られつつあります。

現在課題となっているのは、私たちの日常生活や、事業活動による騒音などの問題です。また、アスベストなど身の回りにある多種多様な化学物質や、都市化の進展によるヒートアイランド現象も、健康で安全な生活環境を保全するうえで課題となっています。

本市は、事業者の法令順守の状況を確認し、公害防止対策の指導・支援を行うとともに、大気や水質などの環境測定を実施しています。

(1) 大気(二酸化窒素)

2023年度(令和5年度)は、3か所全ての測定局で、国の環境基準と市の環境目標を達成しました。

なお、2023年度(令和5年度)から1局(吹田市北消防署局)は休止中です。

(2) 騒音(一般環境)

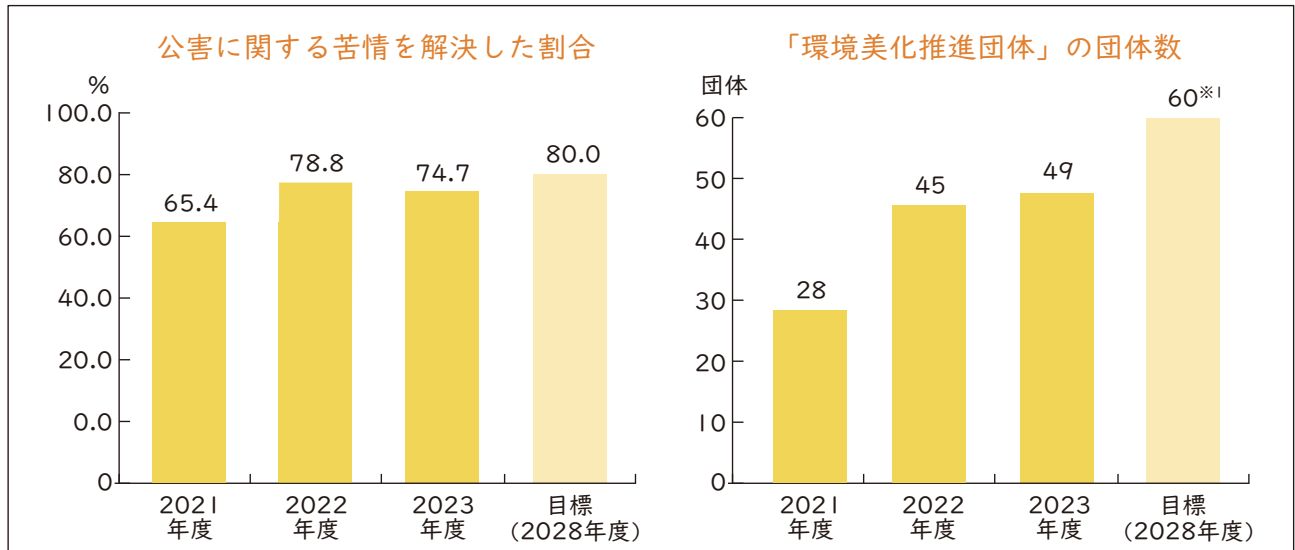
環境目標達成率は、ほぼ横ばいで推移しています。

(3) 水質(河川BOD※)

市内の河川・水路12か所全てで環境目標を達成しました。

※ BOD：生物化学的酸素要求量

代表指標の進捗状況



※1 本市の上位計画である吹田市第4次総合計画における中間見直し作業において目標値を60団体とするため、本計画でも同値とします。

指標の進捗状況

指標	2021年度	2022年度	2023年度	目標値 2028年度
下水処理水の高度処理普及率	63.7%	63.7%	63.5%	100%
環境美化推進重点地区	9地区	9地区	9地区	15地区
熱帯夜日数(5年移動平均値)	32日	33日	35日	29日以下
雨水浸透箇所数累計	329か所	331か所	340か所	452か所
透水性舗装面積累計	110,318㎡	120,633㎡	124,340㎡	→※

※ すでに当初の目標値を達成しているため、新たな目標値を設定したとしても順次達成が見込めることから、目標値を設けず毎年増加することを目標とします。

■ 大気汚染の状況

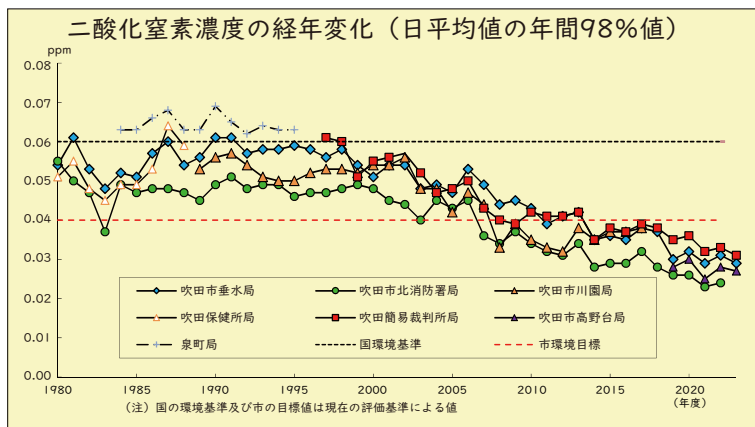
(1)から(5)の測定項目に関して、吹田市北消防署局は2023年度(令和5年度)から休止中です。

(1) 二酸化窒素

二酸化窒素は、自動車の排出ガスや、工場やビルに設置されているボイラー、廃棄物焼却炉の排出ガスなどに含まれる大気汚染物質のひとつです。

本市は国よりも厳しい基準を、独自に環境目標として設定しています。

大気中の濃度は近年、横ばいで推移しています。2023年度(令和5年度)は、全ての測定局で市の環境目標を達成しました。

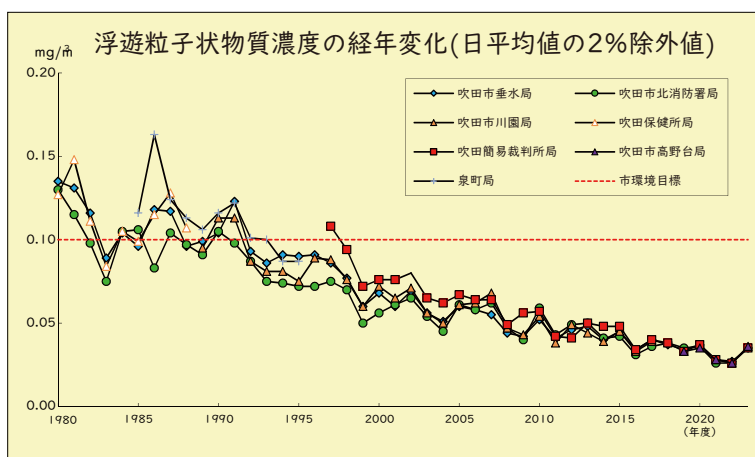


(2) 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径10マイクロメートル※以下のものを、浮遊粒子状物質といいます。工場や自動車の排出ガスのほか、土壌粒子や海塩粒子など自然環境によるものも含まれます。

年間平均、日平均値の2%除外値とも全ての測定局で近年、横ばいで推移しています。2023年度(令和5年度)は、吹田簡易裁判所局、吹田市高野台局で市の環境目標を達成しました。

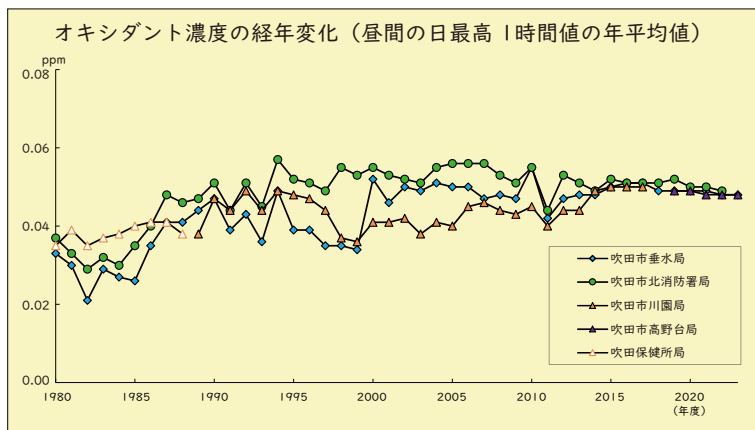
※1マイクロメートルは、100万分の1メートル



(3) 光化学オキシダント・光化学スモッグ

光化学オキシダントは、複数の大気汚染物質が、大気中で太陽光により化学反応を起こして生成する物質で、光化学スモッグの原因となります。気温や日射量などの気象条件の影響を受けるため、夏期の晴天・無風時に多く発生します。

2023年度(令和5年度)は全ての測定局で市の環境目標を達成できませんでした。また光化学スモッグ予報(0.08ppm以上)は2回、注意報(0.12ppm以上)は1回発令されました。



(4) 微小粒子状物質(PM2.5)

微小粒子状物質は大気中に漂う粒径2.5マイクロメートル以下の小さな粒子のことで、非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

2023年度(令和5年度)は沿道環境測定局の

1か所で測定を行い、市の環境目標を達成しました。

環境目標	年平均値 $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下かつ日平均値 $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
暫定指針※	日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$

※ 注意喚起のための目安として暫定的に設定

(5) その他の大気測定項目

本市が環境目標を定めている、二酸化硫黄、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類のほか、国の指針値がある塩化ビニルモノマーなどについて大気環境測定局と測定項目

でも定期的に測定しています。2023年度(令和5年度)は環境目標を定める全ての項目で目標を達成しました。

	吹田市 垂水局 (一般環境)	吹田市 北消防署局 (一般環境)	吹田市 高野台局 (一般環境)	吹田簡易 裁判所局 (沿道環境)
二酸化硫黄		○		○
窒素酸化物(二酸化窒素・一酸化窒素)	○	○	○	○
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
微小粒子状物質(PM2.5)		○		○
光化学オキシダント	○	○	○	
一酸化炭素				○
炭化水素(非メタン炭化水素・全炭化水素)		○		○
有害大気汚染物質		○		○
ダイオキシン類		○		○
気象	風向・風速	○	○	○
	温度・湿度	○	○	
	日射量		○	

■ 水質汚濁の状況

(1) 健康項目

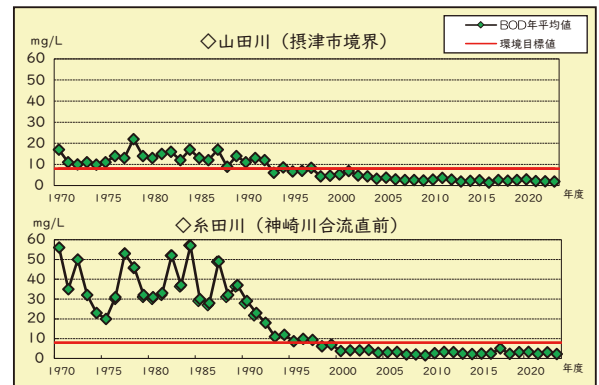
健康項目とは、河川や海における水質の環境基準のうち、有害物質についての基準のことです。国が、カドミウム、シアン、水銀など27物質を指定しています。本市は毎年、市内の河川・水路5か所と、ため池14か所の半数ずつを測定しています。

2023年度(令和5年度)は、11地点で環境目標を達成しました。

(2) 生活環境項目

生活環境項目とは、河川や海における水質の環境基準のうち、水のきれいさなど生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準のことです。国が、水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質(SS)、溶存酸素量(DO)など12項目を指定

河川の水質(BOD※)の経年変化



※ BOD:水の汚れの指標のひとつで、数字が小さいほど水がきれい

しています。本市は、市内の河川・水路12か所と、ため池14か所で測定しています。

2023年度(令和5年度)は、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素量については、全ての河川・水路で環境目標を達成しました。

■ 地下水汚染

地下水質については、8地点で測定を行いました。状況把握を目的とした概況調査を5本の井戸で実施したところ、環境基準値を超過した

井戸は確認されませんでした。また、過去に環境基準値を超過した3地点で継続的な水質監視調査を実施し、経年変化を確認しました。

■ 騒音の状況

(1) 一般環境騒音

市内の50地点を5か年かけて測定しています。全体(50地点)の90%にあたる45地点で、昼夜と

も環境目標を達成しました。

(2) 道路交通騒音

名神高速道路、中国自動車道、国道423号（新御堂筋）などの幹線道路19路線32地点を5か年かけて測定しています。全体（32地点）の81%にあたる26地点で、昼夜とも環境目標を達成しました。

また、騒音測定値や道路構造などのデータから、幹線道路付近の住居ごとに道路交通騒音の大きさを予測して、環境基準達成状況を評価（面的評価）しました。その結果、昼夜とも環境基準を達成したのは87%（2023年度（令和5年度）調査）でした。

(3) 航空機騒音

2023年度（令和5年度）は、東行き離陸機の影響を受ける江坂町と着陸機の影響を受ける芳野町の2地点で航空機騒音を測定しました。その結果、両地点とも環境目標を達成しました。

(4) 鉄軌道騒音

2023年度（令和5年度）は、JR東海道線、阪急京都線及び千里線沿いの計4か所（各3地点）で鉄軌道騒音を測定しました。4か所（7地点）で環境目標を達成しました。

一般環境騒音の環境目標達成地点数（2019年度から2023年度まで）

地域の類型	用途地域	調査地点数	環境目標達成地点数		
			昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	昼夜とも
A	第1種低層住居専用地域	7	7	7	7
	第1・2種中高層住居専用	25	23	22	22
	小計	32	30 (94%)	29 (91%)	29 (91%)
B	第1・2種住居地域	11	9	10	9
	小計	11	9 (82%)	10 (91%)	9 (82%)
C	近隣商業地域・商業地域	3	3	3	4
	準工業地域・工業地域	4	4	4	4
	小計	7	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
合計		50	46 (92%)	46 (92%)	45 (90%)

一般環境（道路に面しない地域）での環境目標値は、A地域・B地域は昼間55dB、夜間45dB。C地域は昼間60dB、夜間50dB。

道路交通騒音の環境目標*達成地点数（2019年度から2023年度まで）

道路の種類	調査地点数	環境目標達成地点数		
		昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00	昼夜とも
名神高速道路	3	3	3	3
中国自動車道	3	3	3	3
近畿自動車道	1	0	0	0
国道423号（新御堂筋）	5	5	3	3
国道479号（大阪内環状線）	3	1	0	0
府道（12路線）	15	15	15	15
市道（4車線道路：2路線）	2	2	2	2
合計（19路線）	32	29 (91%)	26 (81%)	26 (81%)

* 幹線道路の特例を適用した場合の環境目標（昼間70dB、夜間65dB）の達成状況

[2] 施策

■ 公害防止対策

(1) 工場や事業場等での公害対策

本市は、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの公害防止法令*で規制を受ける工場や事業場に対

して立入検査を行い、排出基準などの法令を遵守しているか確認しています。また、事業者が設備を

更新するときには、最新の公害対策を行うよう指導しています。2023年度（令和5年度）は、立入検査を延べ105回行いました。

※大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、吹田市環境の保全等に関する条例

（2）公害防止協定の締結

本市は、規模の大きな工場や事業場と公害防止協定を締結しています。大気汚染防止（硫黄酸化物）に係る公害防止協定は、11工場・事業場と、水

質汚濁防止（生物化学的酸素要求量）に係る公害防止協定は、4工場・事業場と締結しています。

（大気汚染防止）硫黄酸化物に係る公害防止協定締結工場・事業場

工場名	事業場名
アサヒビール（株）吹田工場	学校法人 大阪学院大学
オリエンタル酵母工業（株）大阪工場	国立大学法人 大阪大学
北越コーポレーション（株）大阪工場	学校法人 関西大学
昭和化工（株）本社工場	住友ファーマ（株）総合研究所
日本製紙パピリア（株）吹田工場	西日本旅客鉄道（株）近畿統括本部吹田総合車両所
山崎製パン（株）大阪第一工場	

（水質汚濁防止）生物化学的酸素要求量に係る公害防止協定締結工場・事業場

工場名	事業場名
オリエンタル酵母工業（株）大阪工場	西日本旅客鉄道（株）近畿統括本部吹田総合車両所
北越コーポレーション（株）大阪工場	
山崎製パン（株）大阪第一工場	

（3）石綿（アスベスト）飛散防止対策

石綿は、かつて、建築物や工作物に、耐火材や断熱材、防音材などに使われてきました。現在は製造や使用が禁止されていますが、過去に建てられた建築物や工作物の中には、今も使用されているものがあります。これらの解体工事は、2028年（令和10年）頃にピークを迎えると言われており、石綿が工事によって、大気中に飛散しないよう、法令^{*}による規制が行われています。

結果を工事現場に掲示するとともに、石綿があると判明した際は、市への届出（規制対象のもの）、高性能集じん機による負圧条件下での隔離作業などの厳しい作業基準を遵守しなければなりません。

本市は、これらの遵守状況を現地で確認しています。2023年度（令和5年度）は、立入検査や現地調査を145件行いました。

工事施工前には、石綿の有無の調査を行い、その

※ 大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例

（4）生活排水対策

本市の公共下水道の普及率は、2023年度（令和5年度）末で99.9%^{*}です。下水道の普及率は高い水準ですが、家庭から汚い生活排水を多量に流してしまうと、下水処理場での処理が難しくな

り、川や海を汚してしまいます。そこで、本市は市報すいたやホームページなどを通じて、水環境保全についての啓発を行っています。

※ 人口比での普及率は99.9%、面積比では97.7%

（5）土壌・地下水汚染対策

土地の所有者等は、有害物質の使用施設を廃止した場合や、一定規模以上の土地を造成したりする際に、過去の土地の利用履歴から土壌汚染のおそれがある場合には、調査を実施する必要があります

ます。本市は、調査の報告を受け、基準値を超過している場合は、法令^{*}に基づき区域指定を行います。

区域指定がされた土地では、健康被害のおそれの有無に応じた対応が必要になります。

2023年度（令和5年度）末時点で、法に基づく形質変更時要届出区域は30か所あり、法に基づく要措置区域は1か所あります。大阪府条例に基づく

要措置管理区域及び要届出管理区域はありません。
※ 土壤汚染対策法、大阪府生活環境の保全等に関する条例

土壤汚染法令に基づく区域指定の区分

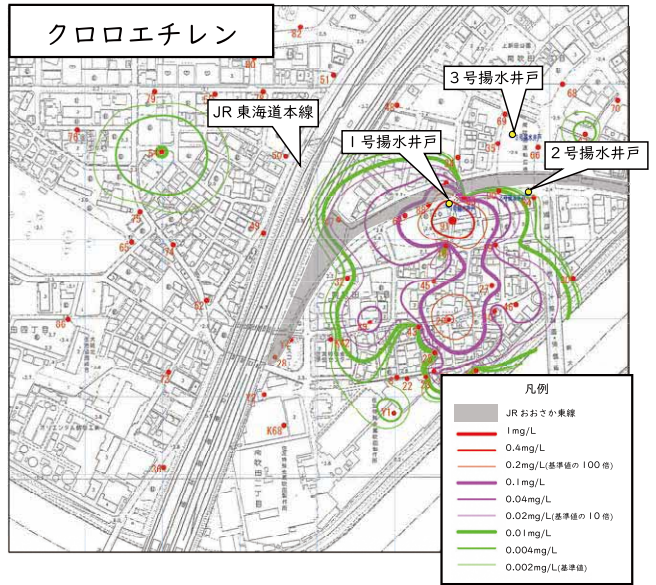
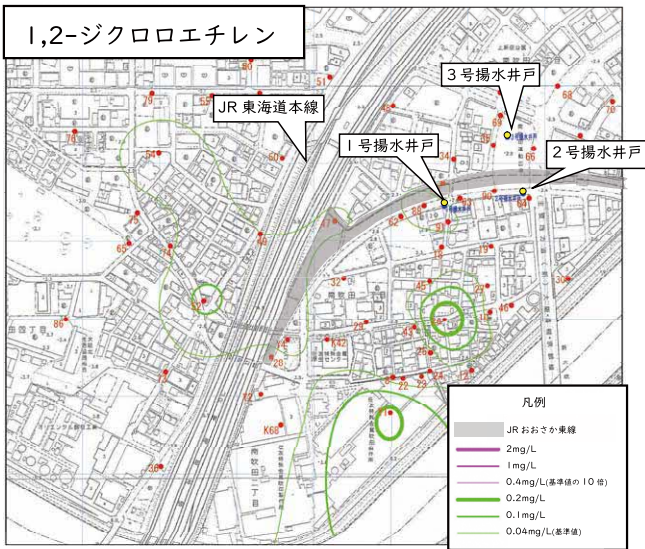
要措置区域（法） 要措置管理区域（大阪府条例）	その土地に一般の人が立ち入ることができる場合や、周辺で地下水を飲み水として利用している場合など健康被害のおそれがあると認められるため、盛土、封じ込めなどの対策が必要な区域
形質変更時要届出区域（法） 要届出管理区域（大阪府条例）	健康被害のおそれがないと認められ、土地の造成や掘削などの際に届出が必要な区域

（6）南吹田地域の地下水汚染対策

南吹田地域の地下水汚染については、学識経験者の助言を得ながら、定期的に汚染状況を把握するとともに、浄化及び拡散防止を目的に揚水対策を

行っています。汚染物質の回収量（累計）は、2024年（令和6年）3月末時点で、1,2-ジクロロエチレンが25.5kg、クロロエチレンが23.1kgでした。

【2024年（令和6年）5月の地下水汚染分布図】



注 コンター線は、調査地点での測定結果を基に描いていますが、推定が含まれている部分もあります。

■ 公害苦情の状況

2023年度（令和5年度）に受け付けた公害苦情は126件で、前年度からの繰り越し案件も含めると174件に対応しました。このうち解決したものは

130件（74.7%）でした。

騒音苦情が最も多く、建物の解体や建設工事が主な原因となっています。

■ 公害健康被害者の救済

国によって定められている公害健康被害補償法の一部改正により、1988年（昭和63年）3月に、第一種地域の指定が解除され、新たに大気汚染の影

響による健康被害者の認定は行われなくなりましたが、指定解除前に申請して認定を受けた既被認定者に対して、各種補償給付の支給や健康

保持増進のための各種保健福祉事業を引き続き実施しています。

また、大気汚染の影響による健康被害の予防に

■ 研究施設などにおける環境安全の確保

本市は、バイオ・ライフサイエンス関連の研究機関や大学等が数多く立地する地域特性から、遺伝子組換え施設についての条例を1994年(平成6年)に全国に先駆けて制定しました。2011年(平成23年)には、条例の一部を改正[※]し、屋外での遺伝子組換え生物等の使用、病原体等や放射性同位元素の取り扱いにも対象を拡げました。

本条例は、事業者が法令に基づく適切な管理を行うのはもちろんのこと、事業者自らが安全管理をするための組織や規程を整備することを求めています。また、事業者が安全管理に関する情報を、

寄与するため、公害健康被害予防事業も実施しています。

市民にわかりやすく発信することにより、市民との信頼関係を構築し、地域社会と調和する社会的責務を果たすことを求めています。市又は事業者のホームページから、事業者の安全管理に関する情報を閲覧することができます。

本市は、全ての届出事業者と環境安全協定を締結し、さらなる安全確保に努めています。2023年度(令和5年度)は、立入調査を延べ28回行い、施設が適正に管理されていることを確認しました。

※ 吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例

吹田市遺伝子組換え施設等、病原体等取扱施設及び放射性同位元素取扱施設に係る市民の安心安全の確保に関する条例の対象と規定内容

対象施設	具体例 [※]	条例で規定している主な内容
遺伝子組換え施設等	研究機関での実験 企業での製品開発実験	関係法令の遵守(拡散防止措置など)
		安全委員会の設置と届出
		国への申請書類の写しの提出
		届出や報告書の提出、協定の締結 施設の安全に関する情報発信 など
病原体等取扱施設	試験・研究機関での実験や分析 (病院等での医療行為は除きます。)	関係法令や規程の遵守(安全設備基準など)
		安全管理規程の作成と届出
		届出や報告書の提出、協定の締結 など
放射性同位元素取扱施設	精密測定機器の使用	関係法令の遵守(基準の遵守など)
		国への申請書類の写しの提出
		協定の締結
		施設の安全に関する情報発信 など

※ 具体例は条例が想定しているものであり、実際には市内では行われていないものを含みます。

■ 日照障害・電波障害対策

高さ10メートルを超える中高層建築物は、日照障害や電波障害など、周辺住民の暮らしに影響を与えることがあります。そこで本市は、「中高層建築物の日照障害等の指導要領」により、建築主に対して、あらかじめその影響を調査し、近隣関係住民へ説明するとともに、できる限りその軽減に努め

るよう指導しています。

具体的には、電波障害については、共同受信施設の設置等必要な措置を講じること、また、日照障害については、市の条例や要領で定める基準を遵守することはもとより、できる限り影響の軽減に努めるよう指導しています。

■ ヒートアイランド対策

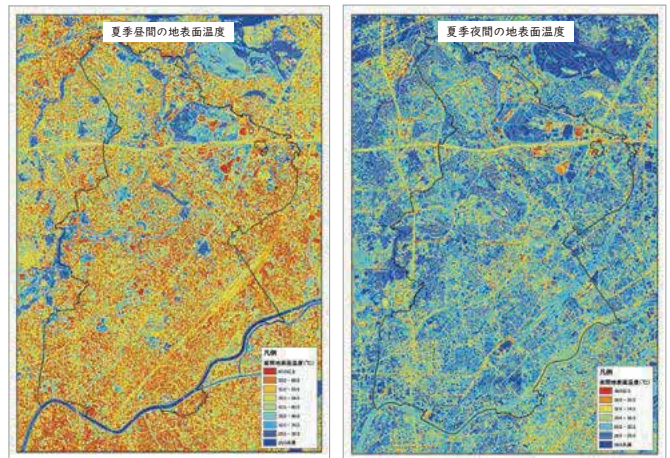
(1) ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象は、都市化に伴う人工排熱や人工被覆面の増加、水面・緑地の減少などが原因であると言われています。その解消のためには、都市の構造を熱環境の視点で見直すことが必要です。本市は、ヒートアイランド対策を吹田市第3次環境基本計画の施策の柱に位置付けています。

本市は2011年(平成23年)8月の昼夜に、赤外線センサーを搭載した飛行機を用いて、地表面の温度を3mの解像度で熱画像を撮影し、市全域のヒートアイランド現象を把握しました。開発・建築事業に対して効果的なヒートアイランド対策を誘導す



るため、具体的な緩和策と適応策を示したパンフレットを作成し、環境まちづくりを推進しています。



(2) ドライ型ミスト

ドライ型ミストを市役所本庁舎、千里ニュータウンプラザ、子育て青少年拠点夢つながり未来館(ゆいぴあ)、JR岸辺駅前北公共通路、水道部庁舎の5か所に設置し、施設の出入口周辺を微細なミスト(濡れを感じない微細な霧)で包むことで夏の気温の上昇を抑えています。



吹田市役所本庁のドライ型ミスト

(3) みどりのカーテン

みどりのカーテンとは、ヘチマやゴーヤなどのつる性の植物を窓の外に這わせて、夏の日差しを和らげ、室温の上昇を抑える自然のカーテンのことです。

アジェンダ21すいたでは、毎年「みどりのカーテン講座」を開催し、参加者にゴーヤの苗を使って、その育て方を説明しています。2023年(令和5年)の同講座は、5月20日(土)にメシアターで開催し、30人が参加しました。



市役所本庁舎でのみどりのカーテン

■ 環境美化

市民・事業者・行政が連携して、環境美化をより推進していくため、「吹田市環境美化に関する条例」を定めています。

主な内容は、道路等でのポイ捨て、犬のふんの放置、歩行喫煙などの禁止です。また、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区でポイ捨てや喫煙を行った者で、市の指導・勧告に従わない違反者に対し、過料徴収を規定しています。

さらに、市民や事業者と共に啓発活動を行うため、環境美化推進員制度を設けています。

現在、環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区には、地下鉄江坂駅周辺、JR吹田駅周辺、JR岸辺駅周辺、JR南吹田駅周辺、阪急北千里駅周辺、阪急関大前駅周辺、阪急南千里駅周辺、阪急吹田駅周辺、大阪モノレール万博記念公園駅周辺を指定しています。

第4節 みどり・自然共生 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成

[1] 環境の状況

本市のみどりの現況を見ると、市域南部では、比較的小規模なみどりが点在する程度ですが、市境に大規模な水面である神崎川と安威川が流下しています。市域中部では、多くの農地が点在しています。市域北部では、ため池を含む大規模な公園・緑地などのまとまったみどりや、千里ニュータウンを始めとする豊かな住宅地のみどりが分布しています。

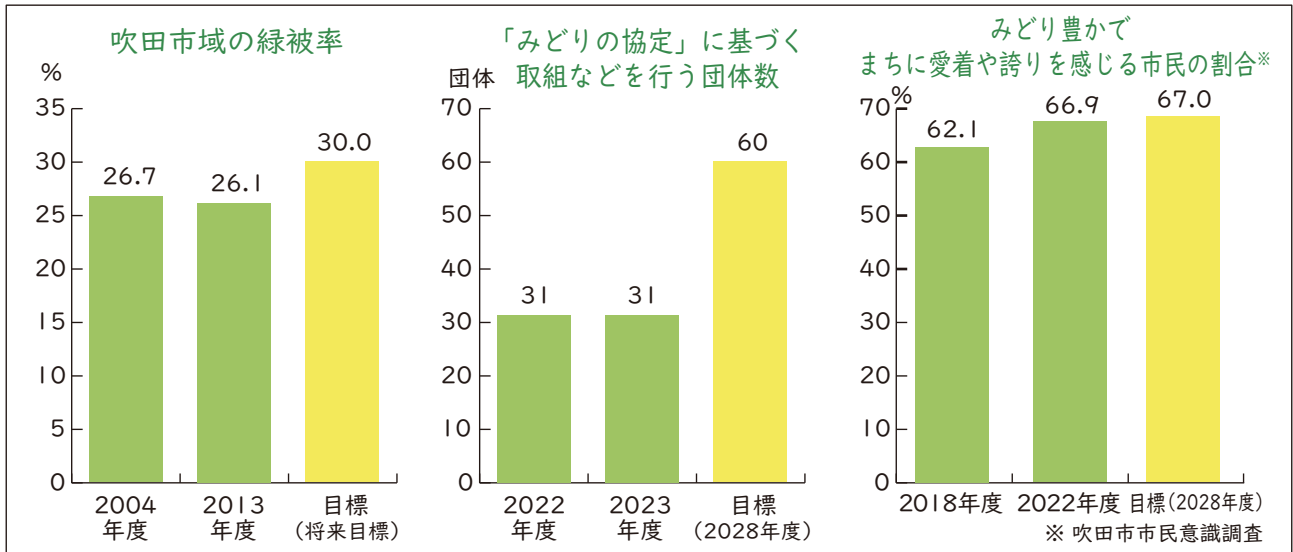
近年、本市ではみどりの面積が減少しており、2009年(平成21年)から2014年(平成26年)までの5年間における減少量は、1993年(平成5年)から2009年(平成21年)までの16年間の減少量の約1.6倍に匹敵しています。これは、マンションや戸建住宅などの宅地開発に伴って、既存のみどりが失われていることが大きな

要因となっています。

みどりには、様々な役割があります。例えば、多様な生き物の生息・生育の場となっており、生態系を保全する機能があります。また、二酸化炭素を吸収して地球温暖化の防止に寄与し、蒸発散作用により夏の気温を下げ、ヒートアイランド現象を緩和する機能があります。さらに、みどりとのふれあいによる心身のリフレッシュや、散歩や運動などのレクリエーションを通じた健康づくりを実現することもできます。都市におけるみどりは、快適で美しい景観をつくります。また、災害時の安全性を高めます。

このようなみどりを保全し、心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりのまちづくりを進めていくために、市民、事業者、行政による連携・協働の取組を進めていきます。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	2021年度	2022年度	2023年度	目標値 2028年度
市域面積に対する緑地面積の割合	15.4% (2014年度実績)	15.4% (2014年度実績)	15.4% (2014年度実績)	20% (将来目標)
市民1人当たりに対する都市公園面積	8.6㎡	8.6㎡	8.6㎡	10㎡ (将来目標)
緑あふれる未来サポーター制度(公園)の登録団体数	96団体	92団体	89団体	120団体

[2] 施策

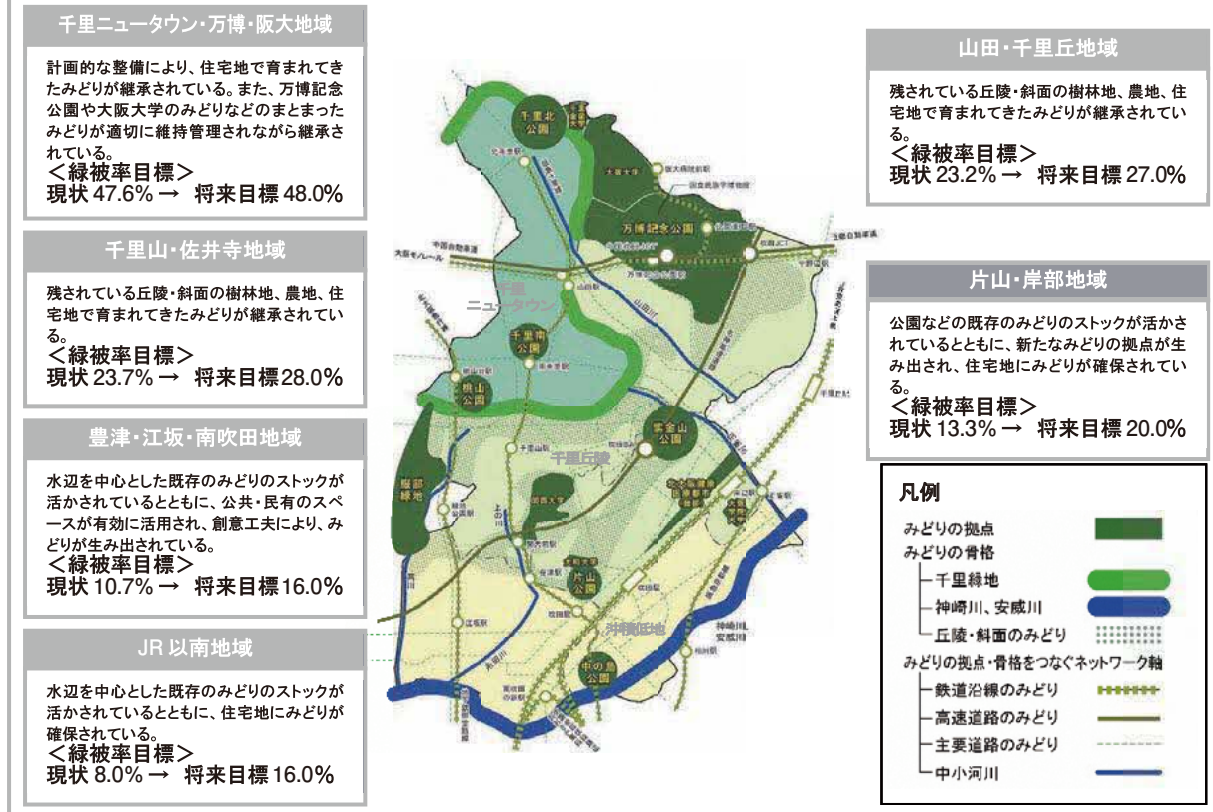
■ 吹田市第2次みどりの基本計画（改訂版）

本市では、市内の緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的・計画的に行うため、都市緑地法に基づく「みどりの基本計画」を策定しています。2016年（平成28年）8月には、第2次計画の策定から5年が経過したことから、社会情勢の変化や法制度の変更などを踏まえて改訂を行いました。

本計画で定めたみどりの将来像の実現に向けて、「心がやすらぎ、人と地域と自然を育むみどりの都市すいた」という基本理念のもと、4つの基本方針に基づき、みどりのまちづくりに取り組んでいます。

みどりの将来像と緑被率目標

大規模な公園、大学、北大阪健康医療都市（健都）のみどりを「みどりの拠点」、大規模な緑地や河川、丘陵斜面のみどりを「みどりの骨格」、道路や中小河川などを「みどりの拠点・骨格をつなぐネットワーク軸」として位置づけます。これらを互いに連係させるとともに、地域特性に応じた目標を立てることで、みどり豊かなまちの実現をめざします。



基本方針

基本方針 1 みどりを継承する	今ある民有地のみどりを次世代へ継承する 今ある公共のみどりを次世代へ継承する
基本方針 2 みどりを生み出す	地域に応じた創意工夫により、みどりを生み出す 地域に応じたみどりの拠点をつくる
基本方針 3 みどりを活かす	生物多様性を保全し、人と生き物に配慮したみどりのネットワークの形成を進める 今ある公園・緑地を充実する 人と地域を育む場としてみどりを活かす
基本方針 4 市民参画・協働により、みどりのまちづくりを進める	市民参画・協働を支える仕組みをつくる 市民参画・協働による取組を進める

■ 都市公園・緑地

本市の都市公園は、2024年（令和6年）3月末現在、141か所327.58haです。市民一人当たりの公園面積は、8.6㎡です。一部の都市公園・緑地では、自然環境を保全するための市民活動が展開さ

れています。本市は、これらの活動に対して、資器材・腕章の貸し出しや、災害補償のための保険に加入しています。

自然環境保全活動が行われている代表的な都市公園・緑地

公園・緑地名	象徴的な生き物 又は代表的な自然環境	活動団体
紫金山公園	コバノミツバツツジ	紫金山みどりの会
千里第4緑地	ヒメボタル、里山林、竹林	吹田みどりの会、竹林友の会
桃山公園・千里第7緑地	竹林	千里竹の会吹田
千里第2緑地	里山林	すいた里山倶楽部

■ 保護樹木・保護樹林

本市は、幹周りが2m以上などの基準を満たす古木、大木や樹林について、所有者・管理者の同意を得て、保護樹木・保護樹林に指定しています。

2024年（令和6年）3月末現在、保護樹木は52本、保護樹林は3か所です。

■ 森林整備計画と森林病虫害等防除

本市は、森林法に基づき、「吹田市森林整備計画」を策定し、森林整備の方法に関する事項、森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項等を定め、当該保安林の自然環境の保全や、風致・景観の維持向上に配慮し積極的な保全整備に努めるものとしています。

周辺森林、垂水神社風致保安林及びその周辺森林、素盞烏尊神社風致保安林及びその周辺森林)にある森林では、近年ナラ枯れ(カシノナガキクイムシが媒介する菌による枯死)が発生しており、多くの大径木が枯死又は枯死の危険性があることが確認されたため、本計画及び森林病虫害等防除法に基づき防除作業を進めています。

市内3か所(伊射奈岐神社風致保安林及びその

■ 木材利用の推進

2021年度(令和3年度)に公共施設における能勢町産等木材の利用推進に向けた「吹田市公共施設への木材利用推進ガイドライン」を策定し、継続的に公共施設への木材利用を推進しています。2023年度(令和5年度)の実績としては、吹田市総合防災センターの腰壁や、壁面ルーバーなどに能勢町産材の木材を利用しています。その他、小中学校の改修時等に国産材の木材を利用しています。



■ 生物多様性の啓発

本市は、2020年度（令和2年度）から2年間、市内の動植物の生息・生育状況を調査し、「すいたの自然2021」としてとりまとめました。定期的な調査により、自然環境の現況を把握し、本市の現況に応じた生物多様性の啓発を実施しています。

2023年度（令和5年度）はヒメボタルの発光数を調査するイベント「ヒメボタル発光調査体験」や昆虫の観察会を実施しました。

また、2004年度（平成16年度）から市役所本庁舎に大型水槽を設置し、在来水生生物を展示することにより、「まちなか水族館」として、水辺の環境保全の大切さを通じて、生物多様性の保全、啓発を行っています。2023年度（令和5年度）は、市内の河川にて水生生物の調査を開始しました。また、吹田市立博物館の夏季展示やすいた環境教育フェスタにてブース出展を実施しました。

2016年度（平成28年度）に、環境省の公募事業へ参画したことを契機として、本市は能勢町とともに森里川海の適正な管理と活用による「地域循環共生圏」の構築に向けた取組を進めています。2018年（平成30年）3月に設立した能勢の里山活力創造推進協議会において、2019年度（令和元年度）より能勢町の豊かな自然環境の中で、生物多様性の重要性を学ぶイベントを実施しています。令和5年度は能勢町と豊中市と共に「里山デイキャンプinNOSE」を2023年（令和5年）9月9日（土）に実施し、参加者数は113名（吹田市からは54名）でした。



第5節 都市環境 快適な都市環境の創造

[1] 環境の状況

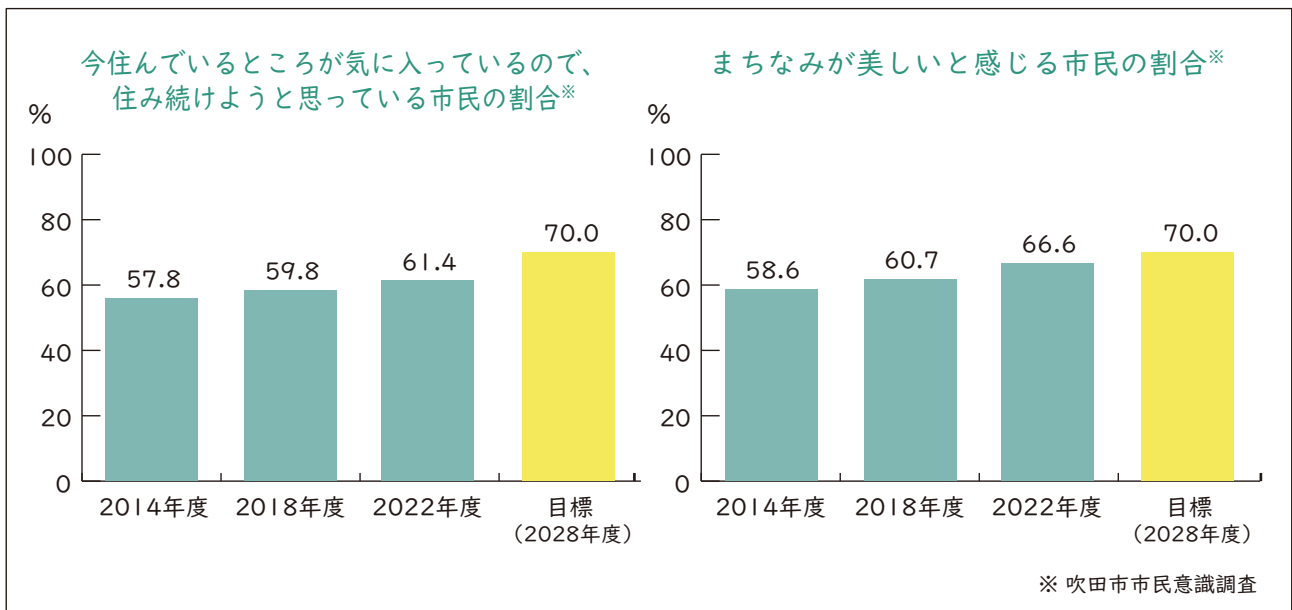
全ての市民が、将来にわたって安全で健康かつ快適な生活を営むためには、良好な環境を確保することが必要です。このような環境を基盤においたまちづくりの考え方を、本市では「環境まちづくり」と呼んでいます。特に、長期的にまちの環境を左右する都市開発には、「環境まちづくり」が重要となります。

本市は、都市計画に関する制度、良好な景観づくりを誘導する方策、環境配慮事項を定めた指針、独自の環境影響評価手続などの活用による開発事業

の誘導や、自動車に過度に依存しない交通環境の整備などにより、低炭素社会の構築を見据えた、より快適で美しいまちなみが創造されるよう取り組んでいます。

4年に1度実施している市民意識調査において、まちなみが美しいと感じる市民の割合は、2022年度（令和4年度）調査時点で66.6%となっており、2010年度（平成22年度）調査時点の57.2%から増加しています。今後もその割合が増加するよう、取組を継続します。

代表指数の進捗状況



指標の進捗状況

指標	2021年度	2022年度	2023年度	目標値 2028年度
鉄道・バスなどの公共交通網の 便利さに満足している市民の割合 <small>(2018年度吹田市市民意識調査) (2022年度吹田市市民意識調査) (2022年度吹田市市民意識調査)</small>	58.5%	60.2%	60.2%	60%
コミュニティバス1便当たりの乗車人数	17.8人	21.3人	23.6人	→
バリアフリー重点整備地区内の主要な 生活関連経路など整備延長	14.2km	15.7km	15.9km	17km

[2] 施策

■ 景観

(1) 吹田市景観まちづくり計画

吹田市景観まちづくり計画は 2007 年（平成 19 年）3 月に策定され、以後 10 年以上が経過する中で、本市を取り巻く状況の変化や上位関連計画の策定、見直しなども進む中、各種計画、施策などとの整合を図っていく必要があることから、理念や考え方は継承しつつ、本市の景観まちづくりのより一層の推進を図るため、2022 年（令和 4 年）4 月に改定

しました。

景観まちづくりは市民や事業者など、一人ひとりが身近な通りや地域の景観を良くしようとする取組の積み重ねであり、本市の景観の特徴や良さ、景観まちづくりの方向性を共有し、時間をかけて持続的に取り組んでいくことが大切です。

(2) 吹田市景観まちづくり条例

市民、事業者、専門家等及び市の相互の協働により、景観まちづくりを進めるため、吹田市景観まち

づくり条例を制定し、2009 年（平成 21 年）4 月から施行しています。

景観まちづくり制度の主な内容

景観計画区域	本市全域を景観法の景観計画区域に指定しています。一定規模以上の建築物の建築や外壁の塗り替え、よう壁などの工作物、お店の看板などの屋外広告物などを計画する際には、市との事前協議や届出が必要です。
景観形成地区	特に景観まちづくりを進める必要がある地域などを、土地所有者の意見を聴いたうえで、指定します。建築物のデザインや色彩、敷際のしつらえなど地域の特性に合わせた基準を定めることができます。 2024年3月末現在、33地区、約122.1haを指定しています。
景観配慮地区	景観上良好な特性を有する地域や景観に配慮したまちづくりの必要がある地域を指定します。地区特有の基準を定めることができます。 2024年3月末現在、指定した地区はありません。
景観協定	建築物のデザインなどきめ細かなルールについて、土地所有者が締結する協定で、市が認可します。 2024年3月末現在、認可した協定はありません。
景観重要建造物 景観重要樹木	良好な景観の形成に重要な建造物や樹木を所有者の同意のもと指定します。 2024年3月末現在、指定したものはありません。
景観まちづくり 活動団体	景観まちづくりに自主的に取り組むために、市民が設立した団体を、市が認定します。認定を受けた団体は、専門家のアドバイスなどの支援を受けることができます。 2024年3月末現在、認定した団体はありません。

■ 交通環境対策

(1) 公共交通の利用促進

本市は、公共交通の利便性向上、効率的・効果的な交通サービスの提供を目的として、2010年(平成22年)3月に策定した「吹田市地域公共交通総合連携計画」のもと公共交通空白地解消等の施策を実施してきましたが、近年の新型コロナウイルス

に伴う新しい生活様式の浸透などによる交通環境の変化を踏まえ、2022年(令和4年)3月に策定した「吹田市公共交通維持・改善計画」にて以下に示す基本理念・方針を掲げ市内交通事業者と連携した取組を進めています。

基本理念 「いまある公共交通を守り、多様な手段と連携し、みんなで支え未来へつなぐ公共交通」

課 題	基本方針	事 業
① 利便性向上によるバスの利用促進	基本方針1 公共交通サービスの維持・充実とPRIによる利用促進	事業1 公共交通サービスの維持・向上
② 高齢者等のモビリティの確保		事業2 運行情報の提供
③ 都市・地域拠点の機能向上	基本方針2 市民・利用者に寄り添う利便性の高い公共交通ネットワークの形成	事業3 利用サービスの提案
④ 公共交通に関する情報提供の充実		事業4 安全な公共交通事業の推進
⑤ 交通ICTの活用	基本方針3 共に支え、将来に向けた持続可能な仕組みづくり	事業5 バス路線の見直し
		事業6 交通結節点の機能向上
		事業7 地域コミュニティ交通の創出
		事業8 公共交通の魅力の発信
		事業9 担い手の確保
		事業10 次世代交通システムの積極導入

(2) コミュニティバス(愛称「すいすいバス」)

本市では、鉄道や路線バスなどの公共交通が不便で、鉄道駅から高低差があり移動が困難な地域における高齢者等の移動手段の確保等を目的として、千里丘地区(2006年(平成18年)12月運行開始)、千里山地区(2024年(令和6年)4月運行開始)の2地区においてコミュニティバスを運行しています。

なお、バス車両には低燃費で環境にやさしいものを導入し、坂道が多い住宅地での排出ガスの低減を図ることで、大気環境の改善に努めます。



(3) 公共交通マップ

本市は、市民が公共交通を利用しやすくするため、交通事業者間の連携により、市内のバス・鉄道・モノレールなどの情報を掲載した「吹田市公共交通マップ」を2011年版から毎年作成しています。このマップには、主なバス路線や乗り場案内、バスの乗り方や便利カードについての説明、鉄道駅間の所要時間・運賃、自転車駐車場の情報などが掲載されています。



(4) 交通バリアフリー

本市は、バリアフリー新法及び交通バリアフリー法*に基づき、2001年度(平成13年度)から、順次、関係事業者と協議しながら、駅とその周辺でエレベーターや段差のない道路などを整備しています。

2023年度(令和5年度)は、これらの基本構想の策定から一定の時間が経過し、おおむねの事業が完了したことや、国のバリアフリーに関する方針などの改定を踏まえ見直しを行いました。当初の基本構

想に定めた事業の実施状況を反映し、残された事業を2026年度(令和8年度)までに完了することを目標とし、併せて、駅利用の安全確保の観点から、近年積極的に進められている可動式ホーム柵の取り組みを新規事業として追加しました。

※「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」

基本構想策定	整備期間	地区	駅
2003年4月	2003年度～	江坂地区	大阪メトロ・北大阪急行江坂駅
		山田地区	阪急山田駅、モノレール山田駅
		吹田・豊津地区	阪急豊津駅、吹田駅、JR吹田駅
2006年3月	2006年度～	桃山台地区	北大阪急行桃山台駅
2006年12月	2006年度～	千里山・関大前地区	阪急千里山駅、関大前駅
		南千里地区	阪急南千里駅
2008年3月	2008年度～	岸部地区	JR岸辺駅
		北千里地区	阪急北千里駅
		万博公園周辺地区	モノレール万博記念公園駅、公園東口駅
2018年3月	2018年度～	南吹田地区	JR南吹田駅
2024年3月	2024年度～	全重点整備地区	市内全駅

(5) 吹田市シェアサイクル実証実験

専用アプリを登録し予約することにより、市内外に配置されたシェアサイクルポートで、どこでも電動自転車を借りたり、返したりできるサービスの実証実験を2021年(令和3年)1月より開始しました。

二酸化炭素の削減及び利用者の健康増進に貢献することを目的に、シェアサイクルの普及を目指します。



■ 環境まちづくり

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは、工場の建設や大規模開発などの事業を実施する場合に、事業者自らが環境への取組を行うための制度です。

本市は1998年(平成10年)10月から、吹田市環境影響評価条例に基づいて、この制度を実施しています。独自の環境影響評価制度の実効性をより向上させ、市民にとってわかりやすく、事業者にとって取り組みやすい制度へと改正し、名称も、「吹田市環境まちづくり影響評価条例」に変更して、2012年(平成24年)4月1日から施行しています。

対象としている事業は、道路、鉄道、住宅団地、商業施設など規模の大きい10種類の事業です。

事業者が環境影響評価を行うにあたっては、まずは地域の環境を十分に調査し、事業の実施による環境への影響を予測します。その予測結果が自ら掲げた環境保全目標と整合するかを評価します。これらの資料は公開され、事業計画の内容や環境影響評価の一連の検討過程について、環境のことを配慮したものになっているか、誰でも意見を出すことができます。市長は専門家からなる環境影響評価審査会の意見と、住民意見を踏まえて、事業者に意見を出します。事業者はこれを受けて事業を行ううえでの環境への取組内容を決定します。

吹田市環境影響評価条例の適用を受けた事業(1998年10月から2012年3月まで)

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監査 終了日※2
			開始日※1	終了日※1	
(仮称)吹田貨物ターミナル駅建設事業	独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国鉄精算事業西日本支社	鉄道の建設	1999年 12月27日	2005年 11月30日	2014年 6月27日
(仮称)山田西阪急ビル建設事業	阪急電鉄(株)	大規模小売店舗の建設	2000年 1月17日	2002年 3月6日	2005年 1月31日
吹田東部拠点土地区画整理事業	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	土地区画整理事業	2006年 8月30日	2008年 4月30日	2016年 6月30日
(仮称)吹田千里丘計画	関電不動産開発(株)、東京建物(株) 新日鉄興和不動産(株)、(株)大京 社会福祉法人 博光福祉会 (株)長谷エコーポレーション (株)link works、(株)情報企画 吹田市	住宅団地の建設	2007年 6月20日	2010年 3月25日	2014年 4月11日

※1 表中の環境影響評価の開始日は実施計画書の受理日を、終了日は評価書又は報告書の受理日を示す。
 ※2 表中の事後監視の終了日は事後監視報告書の受理日を示す。

吹田市環境まちづくり影響評価条例の適用を受けた事業(2012年4月以降)

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後監査 終了日※2
			開始日※1	終了日※1	
(仮称)吹田市立スタジアム建設事業	スタジアム建設募金団体	運動・レジャー施設の建設	2012年 4月2日	2013年 9月3日	2019年 7月16日
(仮称)エキスポランド跡地複合施設開発事業	三井不動産(株)	商業施設の建設	2012年 6月21日	2013年 12月27日	2018年 11月20日
(仮称)吹田円山町開発事業	大林新屋和不動産	住宅団地の建設	2015年 10月29日	2017年 6月12日	
(仮称)SVH千里丘新築工事	アークランズ(株)	商業施設の建設	2018年 8月10日	2020年 8月7日	2022年 12月27日
佐井寺西土地区画整理事業	吹田市	開発行為	2019年 5月22日	2021年 10月8日	
(仮称)吹田藤白台5丁目計画	(株)日本エスコン 中電不動産(株)	住宅団地の建設	2020年 4月22日	2021年 12月28日	
江坂計画	住友不動産(株) (株)長谷エコーポレーション	住宅団地の建設	2022年 7月22日		
(仮称)北千里駅前地区第一種市街地再開発事業	吹田市	住宅団地の建設及び商業施設の建設	2022年 10月27日		
(仮称)ニトリ江坂店新築工事	(株)ニトリ	商業施設の建設	2023年 6月23日		
千里津雲台団地団地再生事業	独立行政法人都市再生機構 西日本支社	住宅団地の建設	2024年 1月11日		

※1 表中の環境影響評価の開始日は提案書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。
 ※2 表中の事後調査の終了日は事後調査報告書の受理日を示す。

大阪府環境影響評価条例の適用を受けた事業

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価		事後調査 終了日※2
			開始日※1	終了日※1	
大阪外環状線(新大阪～都島)鉄道建設事業	大阪外環状鉄道(株)	鉄道の建設	2000年 12月19日	2009年 8月31日	2020年 12月9日
吹田市北工場建替事業	吹田市	一般廃棄物 処理施設の設置	2003年 2月18日	事業廃止 (事業規模縮小により、府条例の対象外となったため)	

※1 表中の環境影響評価の開始日は方法書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

※2 表中の事後調査の終了日は事後調査報告書の受理日を示す。

環境影響評価法の適用を受けた事業

事業名	事業者	事業の種類	環境影響評価	
			開始日※	終了日※
北陸新幹線(敦賀・新大阪間)	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	新幹線鉄道の建設	2019年 5月31日	

※ 表中の環境影響評価の開始日は配慮書の受理日を、終了日は評価書の受理日を示す。

(2) 環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】

低炭素社会を構築するためには、再生可能エネルギーの導入や、断熱性能の高いエコな住宅や建築物の普及が必要です。そのためには、開発や建築事業において、十分な環境配慮に取り組むことが求められています。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】とは、開発・建築等を行う事業者が事業の構想段階で検

討すべき環境への取組事項を示すものです。吹田市開発事業の手続等に関する条例(すまいる条例)の大規模開発事業者に該当する者は、同条例に基づき届出が必要です。事業者が実施・検討するとして届け出た環境取組の内容は、市のホームページで見ることができます。

環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】(令和5年度版)取組事項の概要

工事中の 取組 54項目	大気汚染や騒音などの公害防止	建設機械・工事関連車両・工事方法	36項目
	地域の安心安全	警備員の配置、交通安全、防犯など	5項目
	環境に配慮した製品及び工法	省エネルギー機器の採用、廃棄物・建設発生土削減	3項目
	快適な環境づくり	景観・周辺環境美化など	5項目
	地域との調和	工事説明・苦情対応・周辺の施設への配慮など	5項目
設備・ 施設等の 取組 45項目	地球温暖化対策	建築物の環境配慮制度など	12項目
	ヒートアイランド対策	高反射率塗料の塗布など	2項目
	自然環境・みどり	既存樹木の活用、屋上緑化など	8項目
	水循環	雨水利用、雨水浸透など	3項目
	地域の生活環境	大気・騒音・振動・日照障害対策など	13項目
	景観	景観形成、屋外広告物など	6項目
	安心安全	災害時対策設備、防犯設備など	7項目

■ 文化財

文化財は、現在及び将来の人々の文化の礎となる、国民共有の財産です。歴史的・文化的環境を次の世代に引き継ぐことは、持続可能な社会のために、現在の私たちに課せられた務めだといえます。

本市は、吹田市文化財保護条例で歴史、芸術又は

学術などの観点から重要なものを文化財として指定・登録しています。また国や大阪府が指定した文化財についても、一般公開や博物館での解説を通じて、その大切さの理解を広めています。

文化財指定(登録)状況 (2024年3月末現在)

文化財保護法		大阪府文化財保護条例		吹田市文化財保護条例	
史跡	2	有形文化財	7	有形文化財	9
重要文化財	4	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財	7
重要有形民俗文化財	2	無形文化財	1	無形民俗文化財	1
重要無形文化財	1	史跡	1	天然記念物	1
登録有形文化財	28			地域有形文化財	1
登録記念物	2			地域有形民俗文化財	1
				地域無形民俗文化財	4

第4章 環境基本計画に基づく進行管理

本市は、吹田市第3次環境基本計画に基づいて環境施策の進行管理を行っています。年度ごとに施策の取組実績と目標の達成状況をとりまとめ、環境審議会

に報告しています。

審議会での審議や評価を公表するとともに、次年度以降の施策に反映し、更なる取組を行います。

■ 吹田市環境審議会

吹田市環境審議会は、吹田市環境基本条例に基づき設置される市長の附属機関です。環境審議会は、環境基本計画に関することや環境施策の重要事項などについて審議します。

審議会は誰でも傍聴することができ、議事概要と資料はホームページや市の窓口で閲覧できます。

委員構成（23人）2024年8月現在

学識経験者	8人
市議会議員	6人
事業者	2人
公募市民	2人
市内の公共的団体等の代表者	5人

■ 環境審議会による評価

2023年度（令和5年度）の環境施策の実績について評価するため、2024年（令和6年）8月21日に環境審議会が開催されました。重点戦略と分野別目標ご

とに取組実績、指標の達成状況に対して意見が交わされ、以下の評価をしました。

重点戦略

①環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みを「はぐくむ」

環境保全・創造の基盤となる人・組織・仕組みを「はぐくむ」視点から、市民、事業者、行政の3者協働組織である「アジェンダ21すいた」等の団体との連携による啓発活動、公民館での地域における環境教育等が進められています。

環境啓発イベント参加者数は、2023年（令和5年）5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となり、制限のない状態でイベントが実施されるようになったことから大幅に増加しています。コロナ禍は、オンラインを併用するなど参加者数を増加させる工夫を模索してきましたが、制限がなくなった今年度は、対面のイベントの参加者数が大幅に増加しています。

能勢町との連携による木材利用推進等の取組が進められており、公共施設の新築工事の際に能勢町産材をはじめとした地域材が使用されるなど、使用量が増加しています。また、本市と能勢町との地域循環共生圏の構築に向け、小学生を対象とした森と生き物のつながりや大切さを学ぶイベント「里山デイキャンプ」を開催しています。

今後も、持続可能な社会に貢献する人材・事業者をはぐくむため、ライフスタイルや事業活動の転換に向けた取組を市民・事業者・市民団体と連携し、推進していく必要があります。

②良好な環境を「まもる」

未来につながる良好な環境を「まもる」視点から、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入や太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業をはじめとした再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入拡大に向けた取組が進められています。また、講座等によるごみの減量・再資源化の啓発も進められています。

市域の年間エネルギー消費量は、増加に転じたものの市民1人

1日当たりのごみ排出量については、減少傾向を維持しています。（P7資源を大切に作る社会システムの形成参照）なお、市域の年間エネルギー消費量については、2021年度（令和3年度）の数値であるため、新型コロナウイルス感染症による経済活動等の制限が緩和されたことが増加の要因と考えられます。P6分野別目標再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会の転換参照）

市民にとっての憩いの空間を「まもる」視点から、市民団体などが公園・緑地の清掃や特定外来生物の防除等の取組を進めています。2023年度（令和5年度）は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症となり、制限のない状態でイベントが実施されるようになったことから生物多様性保全イベント参加者数は、増加しているものの、基準年度を下回っています。

今後も、良好な環境を「まもる」ための取組を進めていく必要があります。

③気候変動による影響に「そなえる」

気候変動による影響に「そなえる」視点から、防災意識向上に向けた取組や応急給水体制の強化、雨水管路整備等のインフラ面での取組が進められています。

ヒートアイランド現象に「そなえる」視点から、透水性舗装の整備や高反射率塗料の導入等の取組が進められています。今後もさらなる増加を目指し、引き続き取組を進めていく必要があります。

また、SUITA MOTTANOCITY ACTION PLAN(SMAP)や環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】の手続を活用して、公共事業、開発事業ともに気候変動による影響への対策の促進が図られています。

今後も、気候変動への適応の観点から、大規模災害やヒートアイランド現象に「そなえる」ための取組を進めていく必要があります。

1 再生可能エネルギーの活用を中心とした低炭素社会の転換

2021年度(令和3年度)の年間エネルギー消費量については、家庭部門の消費量が減少したものの、業務部門の消費量が大幅に増加しているため、市域全体の消費量は増加しています。これは、新型コロナウイルス感染症による様々な制限が緩和され、経済活動が再開されることが原因と考えられます。

温室効果ガスの排出量については、市域全体のエネルギー消費量が増加したため、増加しています。

目標の達成に向けて、とりわけ市域でエネルギー消費量の

割合が大きい家庭部門と業務部門の削減を進める必要があります。市はこれまで率先行動として、公共施設への再生可能エネルギー及び省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギー比率の高い電力の調達、公用車への電気自動車の導入等を進めてきました。今後は、市民、事業者に対しても、市の率先行動に準じた行動を促す施策を展開することが求められます。

2 資源を大切に作る社会システムの形成

2023年度(令和5年度)、家庭系ごみの排出量は減少傾向を維持しているが、事業系ごみの排出量は微増が続いています。事業系ごみの排出量増は、感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となったことにより、社会活動が活性化したことが要因と考えられます。

また、家庭系ごみの排出量の減少傾向は、2022年度(令和4年度)に引き続き、原油や天然ガスなどの資源価格の急騰などがもたらした、物価高騰による市民の消費行動への影響や、市の講座等によるごみの減量・再資源化の啓発活動の推進による意識の向上などが要因と考えられます。

結果として、家庭系ごみの減少量が事業系ごみの増加量を上回ったため、燃焼ごみの年間搬入量及び市民1人当たりのごみ排出量が減少しています。リサイクル率については、灰溶融炉の経年劣化の整備規模が大きく、整備期間を計画的に長くとったため、稼働日数が減少し、溶融スラグの生成量が減ったことから、低下しています。

今後も、資源を大切に作る社会システムを形成するための取組を進めていく必要があります。

3 健康で快適な暮らしを支える環境の保全

公害に関する苦情を解決した割合については、事業所が要因となる苦情が増加し、解決に時間を要しているため、低下しています。引き続き、苦情解決に向けた取組を進めていく必要があります。

環境汚染防止対策については、監視体制の充実や市民、事業者への啓発活動の推進により、着実に施策や取組が進んでいます。今後も、大気汚染や水質汚濁などの環境汚染に適切に対応するため、きめ細やかな規制や誘導、啓発を行う必要があります。

環境美化推進団体数については、目標に向けて登録団体数が着実に増加しています。また、市民、事業者と連携し、市内一斉清掃を実施するなど環境美化の啓発等の取組が進められています。

ヒートアイランド現象の緩和・抑制については、夏場における省エネルギーを推進するとともに、建築物・道路・駐車場の蓄熱抑制化などの取組を引き続き進める必要があります。

今後も、健康で快適な暮らしを支える環境を保全するための取組を推進する必要があります。

4 自然の恵みが実感できるみどり豊かな社会の形成

生物多様性については、特定外来生物の防除・自然観察会の実施等の取組を市民団体などが進めており、生物多様性の認知度の向上を図るため、里山デイキャンプ、ヒメボタルの観察体験会など生物多様性に関するイベントを実施しています。

公園などの面積及び市民1人当たりに対する都市公園面積については、横ばいとなっています。

今後も、2016年(平成28年)8月に改訂された「吹田市第2次みどりの基本計画改訂版」に基づき、質及び量を共に重視した緑化などの取組を推進する必要があります。引き続き、国や府などの関係機関から自然共生サイトの認定に関する情報を適宜収集するなど、昆明モントリオール目標に貢献する取組の推進が必要です。

5 快適な都市環境の創造

景観に配慮したまちづくりについては、景観パネル展の開催や、景観まちづくり条例に基づいた規制・誘導などの取組が進められています。

交通環境については、市民向けの公共交通マップを作成・配布し、自動車利用の抑制を図るなど啓発が進んでいます。バリアフリー重点整備地区内の主要な生活関連経路、自転車通行空間の整備延長については、増加しています。また、「コミュニティバス1便当たりの乗車人数」については、感染症法上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症とな

り、社会活動が活性化されたことにより、利用者が増加しています。

まちづくりのルール及び景観に関するルールの地区数は、民間の開発事業、公共施設の整備等がきっかけとなり、増加しています。

今後も目標値達成のため、引き続き市民・事業者等への啓発や取組の支援を進めるとともに、環境に配慮した開発事業への誘導に取り組んでいく必要があります。

